

平成27年11月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成27年12月3日～4日

場 所 第5委員会室



平成27年12月3日(木曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計補正  
予算(第3号)

○議案第12号 勤労青少年福祉法等の一部を改  
正する法律の施行に伴う関係条  
例の整理に関する条例

○議案第15号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第16号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第17号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

○請願第5-2号 介護福祉士等修学資金貸付制度  
の強化並びに介護福祉士養成に  
係る離職者訓練(委託訓練)制  
度の定員数の拡大を求める意見  
書の提出に関する請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す  
る調査

○その他報告事項

- ・県内経済の概況等について
- ・「みやざき産業振興戦略」骨子(案)について
- ・「宮崎県中小企業振興条例」の一部改正につい  
て
- ・地域中核的企業に対する国の支援について
- ・平成27年度の企業立地の状況等について
- ・本県観光に係る経済効果等調査結果(概要)  
について
- ・みやざきMICE推進協議会の発足について

- ・記紀編さん記念事業の取組状況について
- ・「みやざきグローバル戦略」骨子(案)につい  
て
- ・細島港、宮崎港における津波避難施設の整備  
について
- ・旭化成建材(株)がくい施工を行った工事につ  
いて

出席委員(8人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	蓬 原 正 三
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	野 崎 幸 士
委 員	高 橋 透
委 員	西 村 賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	永 山 英 也
商工観光労働部次長	畑 山 栄 介
企業立地推進局長	川 野 美奈子
観光経済交流局長	武 田 宗 仁
商工政策課長	日 下 雄 介
経営金融支援室長	門 内 隆 志
産業振興課長	野 間 純 利
産業集積推進室長	谷 口 浩太郎
労働政策課長	久 松 弘 幸
地域雇用対策室長	天 辰 晋一郎
企業立地課長	日 高 幹 夫
観光推進課長	福 嶋 清 美
記紀編さん記念事業推進室長	松 浦 直 康

平成27年12月3日(木)

オールみやぎ営業課長 酒 匂 重 久  
工業技術センター所長 富 山 幸 子  
食品開発センター所長 森 下 敏 朗  
県立産業技術専門校長 田 村 吉 彦

県土整備部

県土整備部長 岡 師 雄 一  
県土整備部次長  
( 総 括 ) 長 友 重 俊  
県土整備部次長  
(道路・河川・港湾担当) 東 憲之介  
県土整備部次長  
(都市計画・建築担当) 大 迫 忠 敏  
高速道対策局長 前 内 永 敏  
部参事兼管理課長 佐 野 詔 藏  
用地対策課長 山 路 博  
技術企画課長 木 下 啓 二  
工事検査課長 甲 斐 重 隆  
道路建設課長 瀬戸長 秀 美  
道路保全課長 馴 松 義 昭  
河 川 課 長 土 屋 喜 弘  
ダム対策監 秋 山 克 則  
砂 防 課 長 永 井 義 治  
港 湾 課 長 養 方 公  
空港・ポート  
セールス対策監 明 利 浩 久  
都市計画課長 森 山 福 一  
建築住宅課長 上別府 智  
営 繕 課 長 山 下 幸 秀  
施設保全対策監 宮 里 雄 一  
高速道対策局次長 奥 泰 裕

事務局職員出席者

総務課主幹 河 野 剛  
議事課主任主事 沼 口 恭一郎

○二見委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

---

午前10時3分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○永山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず初めに、4点、お礼と報告を申し上げます。

1点目でございますが、11月15日から17日までの3日間、知事を団長とした韓国訪問に当たしまして、当委員会から二見委員長に御参加をいただきました。まことにありがとうございました。

訪問時には、知事とソウル特別市のパク市長のほうで、「宮崎県—ソウル特別市観光交流キャンペーン事業」の共同発表を行いました。また、韓日親善協会中央会のキム会長を表敬訪問し、本県と韓国との地域間交流について意見交換を行いました。

訪問先では、いずれも本県と積極的に交流をしていきたいとの言葉をいただいたところであ

りまして、本県といたしましても、これまで以上に、韓国との密接な交流拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、屋外型ナショナルトレーニングセンター誘致推進委員会の設立についてであります。

このナショナルトレセンにつきましては、8月末に文部科学省に対して要望活動を行いました。10月26日には、本県選出国會議員や県内の経済団体、スポーツ団体等で構成します誘致推進委員会を設置をいたしました。今後、官民一体となって誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、東京オリンピック・パラリンピックの追加種目に関する取り組みについてであります。

追加種目につきましては、9月末に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において、国際オリンピック委員会に提案する種目が決定されましたが、県では、追加種目のうち、本県での開催に優位性があると考えます野球・ソフトボール、それからサーフィンについて開催地に選定していただくよう、いち早く要望活動を行ったところであります。

要望書を資料につけておりますので、後ほどごらんください。

また、追加種目の会場選定につきましては、先日、大会組織委員会に会場候補地選定のための作業部会が設置をされました。今後、屋外型ナショナルトレーニングセンターと同様、官民一体となった誘致活動を推進してまいりたいと考えております。

4点目が、ジェトロ宮崎貿易情報センターについてであります。

10月28日に、ジェトロの国内事務所でありま

す貿易情報センターが宮崎市のK I T E Nビル内に開設されました。今月8日には、正式に開所式とレセプションの開催が予定されており、当委員会から二見委員長を初め、多くの委員の皆様にご出席をいただけると伺っております。

皆様には、事務所の誘致の段階から、多大な御支援、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

今後、当センターでは、専門家による貿易投資相談や各種セミナーの開催、海外とのネットワークを活用したバイヤー招聘や展示会の出席支援など、県内企業の貿易促進に資するさまざまな活動が展開をされます。

今後とも、ジェトロを初め関係機関との連携を十分に図りながら、オールみやざきの体制で、県内企業の海外展開を積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、平成27年11月定例県議会提出議案及びその他報告事項について御説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要についてであります。

議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」は、表の下に記載しておりますとおり、地方創生交付金事業であります新規事業「九州ベンチャーマーケット開催事業」と、同じく新規事業「九州UIJターン就職応援フェア開催事業」の実施に伴う補正をお願いするものであります。

上の表に戻っていただきまして、商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、補正前

の636億1,513万1,000円に、今回補正額596万7,000円を増額し、補正後の額が636億2,109万8,000円となります。

次に、議案第12号「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、勤労青少年福祉法等の一部改正に伴い、関係条例における引用条番号の改正を行うものであります。

次に、議案第15号及び議案第16号の「公の施設の指定管理者の指定について」は、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設並びに県営国民宿舎高千穂荘について、それぞれ指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決に付するものでございます。

議案の概要は以上であります。

表紙に戻っていただきまして、その他の報告事項につきましては、県内経済の概況等についてなど9件について説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長・室長からそれぞれ説明をいたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○二見委員長** 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

**○日下商工政策課長** それでは、商工政策課の11月補正予算の説明をさせていただきます。

お手元の平成27年度11月補正歳出予算説明資料の商工政策課のインデックスのところ、41ページをお開きいただければと思います。

商工政策課の一般会計歳出予算の補正額は117万2,000円の増額となっております。補正後の一般会計の額は、571億6,729万8,000円となります。

43ページをお開きください。

この増額につきましては、(目)工鉱業振興費の(事項)新事業・新分野進出支援事業費となっております。具体的な事業の内容につきましては、委員会資料で御説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の2ページをお開きいただければと思います。

新規事業「九州ベンチャーマーケット開催事業」についてでございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、九州・沖縄、山口9県のベンチャー企業と投資家やビジネスパートナーが集まるビジネスマッチングイベントを開催することによりまして、ベンチャー企業の資金調達・販路拡大を支援するものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は117万2,000円で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金を活用するものでございます。

(3)の事業内容でございますが、①にございますとおり、各県1社、合わせて9社のベンチャー企業がビジネスプランを発表して、九州ベンチャーアワードを決定するビジネスプラン発表会や、②にございますとおり、各県から合わせて50社程度が参加をいたしまして、自社の商品やサービスをアピールするような展示会、また、そのほかにも③にございます著名な起業家などによりまして講演会であったり、また、④のベンチャー企業や各県のリーディング企業が参加する交流会、こういったものを開催するというところでございます。

3の事業効果といたしましては、この事業を九州・沖縄、山口の各県が協力して、一体となって取り組むことによりまして、ベンチャー支援の広域的な連携体制が構築されますほか、本県のベンチャー企業が投資家やほかの企業との

ネットワークを広げ、より大きなビジネスチャンスを得ることによりまして、本県産業の活性化、雇用の増加が期待できるものと考えております。

商工政策課は以上でございます。

○久松労働政策課長 労働政策課の議案について御説明いたします。

まず、補正予算でございます。

歳出予算説明資料の45ページ、労働政策課のインデックスのところをごらんください。

今回の補正は479万5,000円の増額補正で、補正後の予算額は、21億5,584万4,000円となります。

47ページをお開きください。

(事項) 地域雇用対策強化費であります、今回増額補正をお願いしております説明欄1の新規事業につきましては、常任委員会資料のほうで御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

新規事業「九州U I J ターン就職応援フェア開催事業」であります。

1の事業の目的・背景であります、本県出身の学生の多くが首都圏等へ転出する中、学生に地元企業の魅力を知ってもらうことで、将来、地元で活躍したいという意欲を持った若者の裾野の拡大を図り、将来の本県での就職・地元定着を促進するものであります。

2の事業の概要であります、予算額は479万5,000円をお願いしております。

(3)の事業内容であります、九州7県及び山口県が一体となって、首都圏に進学した九州・山口出身の学生等を対象に就職のマッチングイベントを共同で開催し、就職先に関する多くの選択肢を提供することで、首都圏からの若

者の還流を促進するものであります。

その下に就職フェアの概要を記載しております。開催時期は、平成28年3月下旬、東京都内で開催しまして、大学3年生を対象とした合同会社説明会と、大学4年生及び転職希望者を対象といたしました面接会を実施したいと考えております。

予算については以上でございます。

続きまして、4ページをごらんください。

議案第12号「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について御説明いたします。

議案書では57ページでございますが、引き続き常任委員会資料で御説明いたします。

今回の改正は、1にありますように、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律におきまして、職業能力開発促進法の一部が改正されたため、関係する条例の所要の整理を行うものであります。

2の改正の内容であります、職業能力開発促進法におきまして、国及び都道府県が行う職業訓練等を規定しております「第15条の6」が「第15条の7」に改正され、条ずれを生じますことから、当該条文を引用しております関係条例において、引用条番号の改正を行うものであります。

関係条例は、(1)の公の施設に関する条例、(2)の使用料及び手数料徴収条例、及び(3)の宮崎県職業訓練の基準等に関する条例でございます。

また、3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

説明は以上でございます。

○福嶋観光推進課長 議案第15号と第16号の「公の施設の指定管理者の指定について」御説明い

たします。

説明は、議案書ではなく、常任委員会資料のほうでいたしますので、5ページをお開きください。

まず、議案第15号の県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設についてであります。

施設の概要につきましては、1に記載のとおりであります。

2の次期指定管理者候補者は、選定の結果、現在の管理者である宮交ショップアンドレストラン株式会社となりました。

3の指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までで、第1期、第2期と同じ5年間となります。

4の選定概要につきましては、ことし7月8日から2カ月間募集を行いまして、応募したのは宮交ショップアンドレストラン株式会社1社でございました。

(2)の①にあるとおり、1次審査として、資格要件の適否等を書面で審査しましたところ、合格と認定できましたので、2次審査としまして、②の委員で構成されます選定委員会において、申請者からのヒアリング等を実施した上で、5名の委員がそれぞれ持ち点を100点として採点を行いました。

採点結果は、次のページの(3)の①のとおり428点となりました。

選定理由は、②にあるとおり、500点満点の6割以上の得点を獲得していること、利用者の平等な利用など、公の施設の基本認識を有していることのほか、5にありますとおり、防災対策やブランディング戦略などの提案内容が高く評価されたところ です。

6の納付金等については、6月の常任委員会

でも御説明いたしましたとおり、基本納付金年額は税抜きで1,430万円、追加納付金は2,000万円を超える利益が出た場合は、当該超過額の2分の1を県に納付していただくこととしております。

なお、火山警報など不可抗力で営業に支障が出た場合などは、県と指定管理者で協議の上、減額などの対応を行うこととしております。

次に、7ページをお開きください。

議案第16号の県営国民宿舎高千穂荘の指定管理についてであります。

施設概要につきましては、1に記載のとおりであります。

2の指定管理候補者は、選定の結果、宮交ショップアンドレストラン株式会社となりました。指定期間は、第1期、第2期と同様の5年間となります。

4の選定概要につきましては、えびの高原施設と同様であります。応募した団体は、現在の指定管理者である神楽酒造株式会社と宮交ショップアンドレストラン株式会社の2社でありました。

選定につきましては、えびの高原施設と同様の方法で審査、採点を行い、その結果、次のページの(3)の①のとおり、宮交ショップアンドレストラン株式会社が第1位で412点、神楽酒造株式会社が2位で372点となりました。

選定理由は②のとおりでありまして、500点満点の6割以上の得点を獲得していること、利用者の平等な利用など公の施設の基本認識を有していることのほか、5にありますとおり、ランチタイムのレストラン活用やサイクルツーリズムなどの提案内容が高く評価されたところであり ます。

6の納付金等については、基本納付金年額が



税抜きで3,530万円、追加納付金は、えびの高原施設と同様に、2,000万円を超える利益が出た場合は、当該超過額の2分の1を県に納付していただくこととしております。

なお、現指定管理者におかれましては、大変厳しい経営環境の中で2期にわたり頑張ってください、感謝をしているところです。残り4カ月につきましても、引き続き御尽力いただくとともに、新たな指定管理者をお認めいただいた暁には、雇用等の引き継ぎが円滑に行われるよう、助言・指導を行ってまいりたいと考えております。

観光推進課の説明は以上であります。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

**○野崎委員** 先ほどの指定管理の高千穂荘です。最後もちょっと説明がありましたけれども、会社がかわったので、そこに働いている従業員の雇用の引き継ぎがとれないと、今まで働いた方が職をなくすので、そこは引き継いでもらうように強く要望していただきたいなと思っているんですが、そのあたりはどうでしょう。

**○福嶋観光推進課長** 宮交ショップアンドレストランさんの提案の内容の中に、具体的に職員の引き継ぎ、また地元での産物の調達ということが一つ上がっております。

実際、この選定が終わった後も、宮交ショップアンドレストランの幹部の方とお話をしまして、従業員の引き継ぎについては、面談等通じて、希望がある方は採用するというものでいただいております。

また、神楽酒造さんのほうも、非常にその意向が強くて、お互いにそういう引き継ぎをやってほしいというお話をしておりますので、議会で議決いただいた後には、その辺の引き継ぎ

がうまくいくように、県も間に入りまして、円滑に進めていきたいと考えています。

**○野崎委員** 僕が心配してるのは、そこだけなんです。そこだけなので、そこをしっかりとやってもらわないと大変困る人が出てくるんじゃないかなと思っているので、そこはお願いしときます。

**○蓬原委員** その職員の皆さんは、これまで、大体高千穂町内の方たち、あるいはその近郊の方たちでしょうか。

**○福嶋観光推進課長** 基本的には地元の方でございます。

**○蓬原委員** 今、県も中に入るということでしたが、表向きはそうだけれども、実際のところはなかなか厳しいものがあって、継続を希望したけれども、やめざるを得なかったということがないようにですね。表向きはそうおっしゃってるけれど、実態のところはそうでなかったということはないように、後のフォローも、またやっていただきたいなど。

これは、今、地方創生を言うわけじゃないですか。この中で今働いてきて、またここで仕事なくなる。では、どうするんだという話で、やっぱり仕事を見つけるというのが地方創生の原点でしょうから、そういう意味では、そのところの後のフォローもしっかり、本当にそうだったのかというのはチェックしておいていただきたいなということを希望しておきたいと思っております。

もう一つ、その給与関係ですね、待遇がどうなのかということもあるかと思っておりますので、その方の待遇についての話は出てないんですか。

**○福嶋観光推進課長** 待遇の面も、一応今の状況が悪くならないようにということ是被言われてるんですが、ただ勤務形態とか、例えば時間帯

が変わるとか、そういうことが出てくると、全く同じというわけにはいかないと思うんですが、そのあたりも宮交さんと、実は話をしております、具体的には、この議決いただいた後に面談をしながら、給与調整もしていきたいということをおっしゃっております。

**○蓬原委員** スポーツに例えれば、監督と運営会社がかかわるわけだから、その選手の配置がかわったり、それは当然あると思うんですよね。今、野崎委員からも意見がありましたように、希望のある人については100%、その仕事につけるように、ぜひ県としてのあっせんも重ねてお願いしたいと思います。

**○福嶋観光推進課長** 5年前に、えびの高原荘がほかの会社から宮交さんにかわったというときにも、やはり雇用の問題が非常に大きく取り上げられました。そのときも宮交さんは引き継ぐということをおっしゃられて、実際、希望のあった方は全員採用していただいておりますので、今回においてもそのようにできるのではないかと、また、フォローもしっかりしていきたいと考えてます。

**○松村委員** 指定管理者、両方とも事業計画、収支計画等も具体的で実現可能性が高いと、非常に利用者サービスも期待できるということでの決定だと思うんですが、これまで、基本納付金がそれぞれあるんですけども、全契約期間、あるいはこれまでの契約期間からして、今度の納付金等が高いのか、それとも安いのか。それともそれぞれの収益によって2,000万を境にして上下で追加すると書いてあるんですけども、ここの施設がもうけてるのか、もうけてないのかというのは別として、どういう状況にあるのか、ちょっと参考のために聞かせてほしいんですが。

**○福嶋観光推進課長** まず、えびの高原荘ですけども、今3期目を迎えておまして、納付金については、1期目が3,900万、このときは非常に経営が苦しゅうございまして、毎年赤字を計上していたという状況です。

そういう状況がございましたので、第2期の納付金は1,500万に引き下げを行っております。その結果、第2期の収益は回復したんですけども、残念ながら硫黄山の噴火等がございまして、最後は、ちょっと赤字を出してしまっただけで軽減措置を行ったという状況です。

今度の納付金が1,430万と若干下がってはいるんですけども、火山の噴火とかそういう不可抗力がなければ、恐らく若干の黒字を出し続けられるであろうという金額で設定をしたところなんです。

もう一方の高千穂荘ですが、第1期の納付金が4,500万、このときには、非常に収益を上げておりました。第2期になりまして、納付金を500万上げまして5,000万としたところなんです。第2期がちょっと苦戦をしまして、赤字続きとなったということで、今回納付金を3,530万に大幅に引き下げを行ったと。

今、東九州自動車道の効果などもありまして、高千穂は非常に順調ですので、このままいけば、当然黒字を出し続けられるであろうという額で設定をしたところなんです。

**○松村委員** 特に高千穂は、今、観光の中心みたいな感じで動いてるんで、私も、この基本納付金あたりも順調に上がってきてるのかなと思いましたが、また、ちょっと苦戦した理由がわからないんですけども。

ただ、この追加納付金で新たな納付があるような展開になってくれるとありがたいなと思っておりますね。

あと、同じように、高千穂荘の場合には、新しい経営者になるわけですから、特に期待をしたいと思うんで、そのあたりの指導もよろしくお願いしておきたいと思います。以上です。

○西村委員 いろいろ聞かせていただいて、高千穂荘のほうは、今まで神楽さんがやられて、今回宮交さんにかわるんですけれども、宮交さんのほうがいろんなノウハウを持って、今回選定されたと思うんですが、神楽さんって、西臼杵の方々にとっては、やはり地元企業ですよ。

それも非常に西臼杵の人たちにとっては寂しいものがあるんじゃないかなと思うんですが、それを加味しても宮交さんのほうがよかったということは、血も涙もないって言ったら変ですけども、本当にビジネスラインで立って選考をしたのか、せめて地元優位枠みたいなのがあったが、それでも宮交さんのほうがよかったのか、そこら辺はどうなんでしょうかね。

○福嶋観光推進課長 実際、審査員に地元枠というのがあるわけじゃないんですが、5名の審査員を見ていただきますと、えびの市と高千穂町に入ってもらいました。これは、やはり地元の声を反映させたいということで、委員に入っていたんですけれども、審査の中でも「神楽さんはよくやっていたている」というお声もありました。

ただ、一方で、宮交さんの提案が非常に審査員に期待を持たせるものであったと。例えばランチタイム、今、高千穂荘は団体客しか受け入れてないんですが、これを個人客も受け入れる形で通常営業するというのが提案にありまして、審査員の意見としては、やはり高千穂に行ったら、ファミレスとかじゃなくて高千穂のものを食べたいというニーズに応えることになるんじゃないかというような意見があったりとか、

サイクルツーリズムにしても団体客から個人客にシフトしたいろんな誘客戦略にしても、新しい風が吹き込むんじゃないかという期待が、審査員の中では非常に高かったということでございます。

○西村委員 わかりました。それが、今後悪影響というか、地元の方はそういうのがすごい残念であったり、やはり地元のつながりで利用してた方っていらっしゃると思うんですよ。そこが離れていかないようにしないと、ほかから来て、お金はもうかったけれども、地元から愛されにくくなるというのもちょっと懸念をされると思います。

それともう一件、先ほどの松村委員の質問につながるんですが、契約の途中で、自然災害であったり、場合によっては交通的なもので客足が遠のいたりするということがあって、その納付金額が変動するということが今のところあるんですけれども。常識から考えて、もちろん、そこが倒産してもらったり、手を引かれては困るからそういう措置をするのはわかるんですが、関連する周辺の施設で、客足が遠のいてもやせ我慢して頑張ってる零細の温泉宿であったり、そういうところはあるわけですから、普通に考えて、額が変わるのであれば、途中から契約内容が変わるのであれば、本来ならば指定管理の選考ももう一度やり直すというのが本当かなと思うんですけれども。どのぐらいのことがあって、話し合いで額が変わるとか変わらないとかっていうのが、これは場合によっては一部の企業のための減税措置とか、普通に考えれば、家賃をすごい抑えてあげるという措置だと思うんで、その融通がわかりにくいと、その企業だけいいな、ずるいなということになりかねないと思いますんで、その辺のことはどうなんですか。

○福嶋観光推進課長 えびの高原荘が、昨年度噴火の影響で、あれは10月からですから、約半年にわたり営業が非常に悪かったというときに減額をいたしました。このときは、やはり経営者の経営手腕によらない全く自然の不可抗力ということでやむを得ないと判断をしたところで。

交通規制が行われたりとか、立入禁止とかいうような事態でしたので、通常の、例えば台風とか大雨とかそういうことで、稼ぎどきに稼げなかったということは今までも多々ありましたけれども、そういう状況では追加金の減額は行っていないところです。

○西村委員 私が言いたいのは、それでも、ほかのえびのであったり高原であったり、あの辺の温泉宿は同様に経営が厳しく陥っているところもある中で、指定管理だけはいいいねということがないようにというのが、念頭にあったものですから、そういうこともあるよということを先に考えておかなきゃいけない……。それだから指定管理が逃げていってもらっては困るんですけれども、余り過度な減額をしてしまうと、地元からのそういうクレームもふえるのかなとは思っていますので、今の説明でよくわかりました。

○福嶋観光推進課長 済みません、補足をいたしますと、減額の算定の際は、得べかりし利益というか、それをはじきまして、それを県と宮交で折半する形、全額見るのではなくて折半するという形でやっております。

それと、先ほどの地元の感情にどう対応するかということなんですけれども、宮交の幹部の方とお話もしております、実際、そこを宮交のサイドも非常に気にしておりました。

できるだけ地元の雇用を確保するとか、地産地消で地元調達を行うという提案してきたのも

そのあたりが反映されておりますし、実際いろんなことをやるに当たっては、地元の方と協議をしながら、本当に溶け込めるように頑張っていきたいということをおっしゃっていただきましたので、ちょっと補足で説明させていただきます。

○蓬原委員 提案内容の中なんですけれども、サイクルツーリズムの推進、高千穂は非常に坂の多いところで、ヒルクライムだとか、非常に専門的にやってる人の競技なんかはあるんです。聞くところによると、ここは自転車屋がないところです。それはなぜか。坂道が多いので、自転車はとても使う状況にない。バイクじゃないときつくてたまらんということで、警察署の人にも前に聞いたことがありますけれども。高千穂は自転車の少ないところです。したがって、自転車事故も大変少ないということなんです、サイクルツーリズムの推進、私は宮崎県自転車競技連盟の会長なんです。大変ありがたいことだと思いますが、これは、果たして現実的なのかなという疑問を抱くんですけれども、ここに物すごく点数をくれていたとすれば、ここはちょっと思い違いが出てくるかもしれんよという気がします、どういう計画なんでしょうか。

○福嶋観光推進課長 私も高千穂に住んでおりましたのでよくわかりますけれども、今回の提案の内容は、電動自転車ということでの提案でございましたので、十分現実味はあるかなと考えております。

○蓬原委員 課長も自転車に乗っていらっしゃるやに聞いておりますから、多分間違いはないだろうと、電動アシストですね、わかりました。

○二見委員長 関連質問はありませんか。

私、一つだけ。確認の意味を込めて。

この5人の審査員の方が、誰が何点入れたということはなかなか公表できないだろうとは思

うんですけれども、この412点と372点というのを見ると、1人80点つけたところと、平均で66点つけたのかなと思うわけなんですけど、大体そういう平均に近い5人の意見だったのか、それとも委員によっては大分差が出たのか、そこ辺についてはお答えいただけるんですかね。

○福嶋観光推進課長 ちょっとわかってしまうとあれなんですけれども、やはり委員さんの立場がありまして、非常に分かれたところではございます。

○二見委員長 分かれた。

○福嶋観光推進課長 はい。

○二見委員長 非常に難しいところですね。わかりました。

ほかに質問はありませんか。

○横田委員 ベンチャーマーケット開催事業についてお尋ねをします。今、県内にベンチャー企業は何社ぐらいあるんでしょうか。

○日下商工政策課長 ベンチャー企業自体は、創業という意味で広く捉えれば、かなりの数がありますので、正確に何社あるかというのを把握しているわけではないんですけれども、インターネット企業だったりを中心に、それなりに大きく成長しているベンチャー企業というのも、本県では宮崎市内を中心に出てきてるのかなというのとは実情だとは理解はしております。

○横田委員 そうやって、たくさんの中で発表会が1社、展示会が7社程度選ばれたということなんですけれども、どういう選定の仕方で行われたのかを教えてください。

○日下商工政策課長 この九州でのビジネスプランコンテストは今回2月に開かれる予定なんですけれども、出場する企業につきましては、先日、県内におきまして、それにある意味類似はしているんですけれども、県内におけるコ

ンテストを行わせていただきまして、そこで最優秀賞、それから優秀な企業などを選ばせていただいたところとございまして、今回ここに出場する企業につきましても、県内におけるこのコンテストで優秀だった企業を中心に出していただく予定としております。

○横田委員 そうやって、九州、山口県のトップの企業が発表会とか展示会とかあるわけで、ここに書いてありますように、資金調達とか販路拡大を支援する、できるだけそういう方向に行けたらいいなと思いますので、県内のたくさんのベンチャー企業がそこに参加して、それぞれ利益を享受できるような取り組みにさせていただければと思いますので、お願いします。

○日下商工政策課長 本当におっしゃるとおり、非常にこの企業創業、今後大事になってきますので、ぜひそういった多くの企業がさまざまな形で、投資家であったりとか、ほかの企業ともネットワークが見つかるような機会をしっかりと創出をしていけるように取り組んでいきたいと思っております。

○高橋委員 この事業はずっと続いていくものなんでしょうか。もう、1回きりの事業なんでしょうか。

○日下商工政策課長 この九州ベンチャーマーケット事業につきましては、九州地域戦略会議という九州各県の知事さん、それから九州の経済界も含めた会議、ここで、この九州ベンチャーマーケットを開くということが決定をされて、それに基づいて、今年度からスタートするものでございます。その九州地域戦略会議の中では、来年度以降もこういった取り組みを継続して行いたいということで考えている状況でございます。

○高橋委員 私は、事業そのものに異論がある

わけじゃないんで、福岡以外でもできそうだなと思ったもんだから、ある意味では宮崎も手を挙げて事業をされると、経済効果がまた高まるなど思ってお尋ねしてみました。

**○日下商工政策課長** 本当におっしゃるとおりでございます。福岡だけに集まるという形では、やはり我々としても、できれば宮崎でも開催をしていただいて、宮崎にそういった企業が集まって、まさに宮崎がスタートアップの聖地となるというのが理想であると考えてますので、ぜひそういった形でも声を上げていきたいなと思っております。

**○高橋委員** 頑張ってください。

**○松村委員** この参加者の皆さんは、例えば展示会では各県7社で50社ほどの展示会という形になるけれども、この展示会にお見えになる方は、あるいは興味のある企業がお見えになるわけですよ。上限とかがなくて、ひょっとしたら興味があつて何百社も、あるいは投資家の皆さんもお見えになるような会なんですか。

**○日下商工政策課長** ベンチャーマーケットのこの展示会には、おっしゃるとおり興味がある投資家の方もそうですし、また、一緒にビジネスをしたいというような企業の方々もかなりオープンな形で参加はできるんじゃないかなと思いますので、そういった意味では、本県から参加した企業については、とてもいい、そういった機会にはなるんじゃないかなとは思っています。

**○松村委員** 非常に広いスペースというか、展示場でやってるわけじゃないんですよね。すごく狭いところでやられてるでしょ、限定した皆さんが集まってやるわけですよ。あと投資家の皆さんっていったら、これはもう銀行系という形になるわけですかね。

**○日下商工政策課長** 会場自体は、福岡にあり

ますホテルの会場を借りてやるということでございまして、福岡県が事務局としてこの開催をするわけでございますけれども、かなり広範に参加といいますか、今回のベンチャーマーケットへ来ていただけるようには声をかけるものと理解しています。

投資に当たりましては、銀行もそうなんですけれども、最近では、いわゆるベンチャーキャピタルと呼ばれる企業も大分ふえてきております。そういったベンチャー企業に対する投資だとか出資を専門にする企業というのもふえてきてますし、また、大手企業の中でも、そういったベンチャー企業と結びつくことで新たなビジネスプランとかビジネスモデルを作り出そうと、そういう大手企業も大分ふえてきておりますので、そういった意味では、銀行系のみならず、ベンチャーキャピタルだったり、また、そういったベンチャー企業のほうに関心を持っている大手企業であったり、そういった人たちも今回、この場には来ていただけるんじゃないかなと期待をしているところでございます。

**○松村委員** ということは、最後に大交流会で200社とか書いてありますけれども、延べ人数とか、延べ参加の会社と考えると、これぐらいの規模の会だと考えてよろしいんですね。

**○日下商工政策課長** そうですね、ここには200社程度と書いてますけれど、そういった数の企業は少なくとも来ていただけるんじゃないかなと期待をしております。

**○松村委員** わかりました。

**○二見委員長** 関連質問はないでしょうか。なければ、ほかの質問について。

**○蓬原委員** 3ページです。九州U I Jターン就職応援フェア、九州7県及び山口県が一体となって、九州の企業との就職マッチングイベント

トとあるんですが、この九州の企業、本県としてはどういう企業、どの程度の規模の企業がここに指定されるのかということをもっと聞きたいと思えます。

**○天辰地域雇用対策室長** これは、全体で120社程度の企業を想定しておりまして、各県から均等に15社、どういった企業にするかは今から選定に入りますけれども、各県15社程度の企業が参加して120社の会場にするということで、今、想定しております。

**○蓬原委員** まだ、今からということですが、大体構想としては小規模、中規模、大規模。大企業は、余りこんなことやらなくてもいいと思うんだけど、そのあたりの規模的にはどうなんでしょうか。

**○天辰地域雇用対策室長** どういう形でそれを開催するかということも、九州全体で集まりまして、協議会をつくりまして、どういった企業、どういった見せ方をするかということも今から協議をするところなんですけれども、九州一体でやるということで、各県ごとというよりも、そういった分野ごとの企業にするとか、そういった構想が今出ておりまして、ちょっと今、具体的な内容について、まだ検討中というところでございます。

**○蓬原委員** 例えば、各県の企業の数違いますよね。例えば福岡と宮崎と比べたら、もう圧倒的に企業数が違うんですよね。福岡が15社というのは大変少ないです。宮崎県で15社というの、もしかすると、15社探すのが大変な部分があるのかもしれないけれども。福岡あたりはそれで納得しているんですか。

**○天辰地域雇用対策室長** これは、当初そういう話も出ましたけれども、一応各県均等に15社ずつ出して120社にしようということで話し合い

がつきまして、同じように15社ずつ出そうと。

ただ、この宮崎県の場合、15社といったときに、県単独の就職説明会もやっておりますけれども、東京でやった際に、ことしの場合40社集めたところ、それを超すような応募がありまして、40社に絞ってから説明会をやったという経緯もございまして、現状では、企業さんの集まりは非常にいい状況でございます。

**○蓬原委員** 最初、ぼっと見て心配したのは、圧倒的に福岡のほうがいろんな職種のいろんな先端をやって、私も昔は福岡にいたんですけどね、昔は北九州工業地帯というのがあって、いろんな業種があるわけですよ。そうなったときに、福岡のそういう業者さんと宮崎の業者さんがいたときに、結果的には福岡のほうにばかり流れて、福岡さんを助けたと、宮崎にはほとんど就職先がなかったというようなことにならないように、宮崎ちょっと頑張らないといけないんじゃないかなという、最初この事業、今説明を受けたときに、そんな感じしたもんだから。だから、企業はしっかり選定して、いい企業をうまく売り込んでいただきたいなど。

**○天辰地域雇用対策室長** 今、委員のおっしゃいましたとおり、ただ単にやっちゃっては、福岡県、確かに大きな企業がございまして、いかに宮崎県の企業の魅力を出していくかということをお考えながら選定していきたいと思っております。

**○蓬原委員** 負けないように頑張ってください。

**○二見委員長** ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** では、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

**○日下商工政策課長** 商工政策課から御説明をさせていただきますと思います。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

まずは、県内経済の概況等について御説明をさせていただきますと思います。

まず、1の表でございます。こちらは、3つの機関の経済概況報告を記載をしたものでございます。左から、日銀宮崎事務所、次が財務省宮崎財務事務所、この2つが本県経済に関するもの、一番右が内閣府の月例経済報告でございます、全国の状況でございます。

また、矢印につきましては、その前の期と比較をいたしまして、改善か悪化か横ばいかというのを示しているものでございます。

こちらを見ていただきますと、本県では、昨年以降、持ち直しの動きが続いておりまして、直近の判断でも、一番左下の11月のところがございますとおり、日銀は持ち直しの動きが続いているという形でしております。

また、真ん中の欄、宮崎財務事務所によりまして、県内経済は緩やかに持ち直しているということでございまして、前回に比べて情報修正をしたところでございます。

なお、右側の内閣府の全国のものにつきましては、9月、10月につきましては、緩やかな回復基調が続いているという評価となっております。資料には反映が間に合いませんでしたが、11月分におきましても、ほぼ同様の評価となっているという状況でございます。

しかしながら、この表には記載をしておりますが、前日発表されました本年7月から9月までの我が国のGDPは年率換算で0.8%減という報道もございましたが、2期連続のマイナスとなりました。海外景気の下振れリスクなどを含めまして、引き続き景気動向につきましては注視が必要ではないかなと考えております。

10ページをお開きください。ここからは、主

要な指標について御説明をさせていただきます。

まず、(1)の個人消費の百貨店・スーパーの販売額でございます。

左の表の中ほど、全店ベースで見ますと、7月、8月につきましては、衣料品を中心として振るわなかったものの、食料品が堅調だったことなどにより、前年比で増加をいたしました。日銀の調査でも、9月につきましても、やはり同様という傾向があるということでございまして、前年を上回って推移をしておりますが、その増加率につきましては、やや低下をしつつありまして、伸び悩んでいるのかなと考えております。

(2)の乗用車の販売台数でございます。

昨年の4月、消費税増税ございましたが、その駆け込み需要の反動による影響がございまして、本年4月には、また軽自動車税の増税もございまして、上の表の右の端にございますとおり、県全体で9月は5.7%減、10月は3.6%減となりました。

特に、増税のありました軽自動車等につきましては、この前年同月比で10%を超える減少が続いておりますが、普通乗用車や小型乗用車を見ますと、10月につきましては、前年同月比で増加となっております。この消費増税の影響は脱しつつあるのかなと考えております。

11ページをお開きください。

(3)観光でございます。

宮崎市内の主要ホテル・旅館宿泊者数につきましては、左の表にありますとおり、4月以降、昨年同期を上回っております。こちらは、香港線の新規就航等によりまして外国人観光客が大幅に増加をしておりますほか、国内客の入り込みも堅調であることなどによるものと考えられております。



(4)の製造業でございますが、本県の鉱工業生産指数は、上の表の右側でございますとおり、5月以降増加をしておりましたが、8月、9月と再び減少に転じております。8月は食料品などが、9月は電子部品・デバイス工業などにおいて生産が低下したことが要因と考えられております。

12ページをお開きください。

(5)の雇用情勢でございますが、アの有効求人倍率は、引き続き着実に改善をしております、上の表でございますとおり、本県の有効求人倍率は、9月が1.09倍、10月は1.11倍となっております。

また、イは、ハローワークで補足できない雇用情勢を把握するため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものでございます。

求人につきましては、7月から9月期の実績並びに10月から12月期の予想ともに「ふえる」という割合が高い一方で、下の欄、求職につきましては、「変わらない」、「減る」という割合が高い状況でございます。

アンケート結果や下の各事業者からの意見からも見てとれますように、雇用情勢に関しましては幅広い業種で人手不足感が高まりつつある状況かなと考えているところでございます。

以上が、県内経済の概況等についてでございます。

引き続きまして、13ページ、お開きいただければと思います。

「みやざき産業振興戦略」骨子案についてでございます。

6月議会の常任委員会におきまして、策定について御報告をさせていただいたところでございますが、その後、経済団体や企業、市町村等

と意見交換を行いながら策定を進めまして、骨子案ができましたことから、こちらについての御報告でございます。

まず、1の策定の考え方でございますが、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」を具体的に展開するための実行計画でございます、地方創生のトップランナーを目指しまして、産学官が一体となって戦略的に施策を推進するために策定するものでございまして、28年度から30年度までの3カ年を計画期間としております。

2の戦略の目標といたしましては、付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を掲げております。

こちらにつきましては、本県経済の現状というところ、16ページをお開きいただければと思います。

本県の県民所得・平均賃金、掲げておりますが、いずれも全国でも最下位レベルでございます。その背景といたしましては、17ページでございますとおり、付加価値額であったりとか、労働生産性が低くなっているという状況、また、18ページでございますとおり、いわゆる県際収支につきましても、本県はかなり赤字となっているといった状況が背景にあるということでございます。

こういった現状を背景としまして、それを改善いたしますためには、19ページをお開きいただければと思うんですけども、モデル図に描かしていただいておりますとおり、国内外からしっかりと外貨を稼いで県内に循環をさせます。そして、それを県外に漏れ出さないようにすることが必要ではないかと考えておきまして、このことを、この戦略案、骨子案、理念ということで書かせていただいているところでございます。

続きまして、その骨子案の具体的な内容につきましては、A3の14ページをお開きいただければと思います。

下のプロジェクトの概要というところに5つの具体的なプロジェクトを掲げさせていただいております。

1つ目が、中核企業育成プロジェクトでございます。

先ほど、理念のところでも申しましたような国内外から外貨を稼ぐことができる中核となる企業を育成するために、関係機関が一体的、集中的に支援を行うというものでございます。

2つ目のプロジェクトが小規模企業支援プロジェクトでございます。

県内の99%を占めます中小企業、また88%を占めます小規模企業につきましては、県内における経済循環を支えておりますことから、その底上げを図ろうというものでございまして、具体的には商工会等の経営支援機能を強化するための経営指導員等の人材育成などに取り組みます。あわせて、先ほども御説明させていただきました創業支援、こちらでも強力に推進をしていきたいと考えているところでございます。

3つ目が、商業・サービス業活性化プロジェクトでございます。

外貨を稼ぐとともに、県内における消費を活発にさせ、経済循環を起すためには、商業・サービス業の活性化が不可欠でございます。このため、インターネットの活用による販路拡大等を進めますほか、観光を産業として捉えまして、観光客にできるだけ消費をしていただくといった取り組みを進めていきたいと考えております。

4つ目が、産業集積プロジェクトでございます。

県内に付加価値をとどめるためには、産業の集積が必要でございまして、これまでもフードビジネス、医療機器、自動車産業、こちらにつきまして取り組んできたところでございますけれども、今後は、これに加えて、IT産業の集積やエネルギーの地産地消を目指したエネルギー産業の集積などを推進してまいりたいと考えております。

最後が、未来産業（夢）プロジェクトでございます。

本県の強み等を生かしました新たな産業を推進しようというものでございまして、今回2つの産業を取り上げております。

1つ目が航空機産業でございまして、もう一つがスポーツ・ヘルスケア産業でございます。このスポーツ・ヘルスケア産業につきましては、まさに本県の強みでございまして食や観光とスポーツ、またヘルスケアを融合させることによりまして、新たな産業として確立しようというものでございます。

こういった各プロジェクトとあわせまして、その上の産学金官のサポートシステムの欄に書かせていただいておりますように、企業の成長促進、産業人材の育成、それから右のイノベーションにつきまして、産学金官が一体となって取り組むためのサポートシステムを構築することで、このプロジェクト推進をしっかりと下支えしていきたいと考えております。

以上が、骨子案の具体的な内容でございますが、13ページにお戻りいただきまして、下のスケジュールにございますとおり、これまでと引き続きまして、今後とも商工会を初めとする経済団体や企業、市町村等と意見交換を進めながら策定を進めてまいりたいと考えてございまして、2月議会におきまして最終案を御提示させていただきます。

ただきたいと考えているところがございます。

「みやざき産業振興戦略」骨子案につきましては、以上でございます。

引き続きまして、20ページをお開きいただければと思います。

宮崎県中小企業振興条例の一部改正についてでございます。

まず、1の条例の概要についてのところをごらんいただければと思います。

こちらは、現行の中小企業振興条例の概要を記載させていただいております。平成25年4月1日に施行したもので、中小企業の振興により、本県経済の発展と県民生活の向上を図ることを目的としたものでございまして、下の基本方針のところに記載させていただいておりますとおり、人材の育成及び確保、経営基盤の強化など8つの基本方針を掲げているものでございます。

21ページをお開きください。

今回、中小企業振興条例の一部改正に至りました背景等を書かせていただいております。

小規模企業をめぐる最近の動きでございますが、(1)の本県の中小企業・小規模企業の状況のほうにございますとおり、上の表をごらんいただきますと、本県の企業数につきましては中小企業が99.9%を占めているところがございます。

特に小規模企業、すなわち製造業であれば常時雇用する従業員数が20人以下、商業やサービス業であれば5人以下の企業につきましては、全体の88.1%を占めておりまして、全国と比べても高い状況にございます。

また、その下の企業数の推移の表もごらんいただければと思いますが、社会経済情勢の影響などを受けまして、その数は減少傾向にあるのが現状でございます。

このように、いわゆる小規模企業につきましては、中小企業の中でも、特に、資金や人材といった経営資源に制約がありまして、商圈や取り扱う商品・サービスが限定されておりますことから、価格競争やリスク対応に弱く、人口減少等の社会経済情勢の影響を受けやすい面がございます。

こういった中で、(2)の国の動きにございまずとおり、国におきまして、このような小規模企業が地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を起こすためには、その活力を最大限に発揮させることが必要であるという観点から、新たに小規模企業振興基本法の制定がなされ、その事業の持続的発展が図られることが基本原則として位置づけられたところでございます。

あわせまして、その下にございます、いわゆる小規模支援法の制定によりまして、商工会や商工会議所が小規模企業に対して伴走型の支援を行う体制を整備することとされました。

このような中、22ページの(3)にございまずとおり、本県商工団体からも小規模企業の位置づけを明確にした条例の制定や改正につきまして、要望をいただいている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、本県におきましても、中小企業振興条例を改正して小規模企業に焦点を当てた規定を新たに設けたいというのが今回の改正の趣旨でございます。

具体的には、3の小規模企業へ焦点を当てた条例改正の考え方(案)にございまずとおり、まず、基本理念に小規模企業の位置づけを明確に規定して、小規模企業振興基本法と同様に、その事業の持続的発展を図ることを明記したいと考えているところでございます。

また、中小企業振興の基本方針とは別に、小

規模企業振興に係る基本方針といたしまして、需要を見据えた経営の促進、創業の促進や事業承継の円滑化、地域経済の活性化に資する事業活動の推進を掲げることを考えております。

あわせまして、商工会、商工会議所等によるきめ細やかな支援体制の整備と、これに向けた県の役割を規定いたしたいと考えております。

今後、4のスケジュールにございますとおり、2月議会における条例改正案の提案に向けまして、内容を固めてまいりたいと考えております。

以上が、商工政策課からの御報告でございます。

**○野間産業振興課長** 産業振興課です。地域中核的企業に対する国の支援について説明いたします。常任委員会資料の23ページをごらんください。

9月の常任委員会で御報告いたしました地域中核的企業が、このたび国の地域経済循環創造事業交付金に採択され、支援を受けることとなりました。県の支援に加えまして、国の事業に採択されましたことで、製造環境の充実・強化が図られ、事業のさらなる推進が期待されるところであります。

地域経済循環創造事業交付金につきましては、地域の資源と資金を結びつけて、新規性が高く、先駆的なビジネスモデルの構築を行う事業者を支援する自治体に対しまして、1件当たり5,000万円を限度に交付されるものであります。

採択内容ですけれども、事業主体は宮崎ひでじビール株式会社で、補助額は5,000万円、事業期間は27年度となっております。

内容につきましては、県内産の大麦を原料に用い、SPGのろ過技術によって酵母を取り除くことで、常温流通が可能なオリジナル地ビールを開発するもので、工場や醸造用タンクなど

の整備に対して支援を行います。

事業効果につきましては、県内農産物やSPGなど地域資源の活用が図られるとともに、国内外への販路の拡大によりまして外貨の獲得が可能となり、地域経済の循環、活性化に寄与できるものと期待しております。

なお、この交付金につきましては、フードビジネス推進課が窓口となっておりますため、採択に伴う補正予算につきましては、一括して総務政策常任委員会で審議されることとなっております。

説明は以上であります。

**○日高企業立地課長** 企業立地課からは、今年度、これまでの企業立地状況について御説明いたします。

常任委員会資料の24ページをお願いいたします。

まず、1の(1)平成27年度の立地状況であります。

本日現在の立地件数は21件で、うち県外から新たに進出した企業が10件となっております。また、これら21件の最終雇用予定者数の合計が739人であります。

(2)の業種ごとの内訳ですけれども、製造業が10件で、最終雇用予定者数が331人、情報サービス産業が10件、398人で、そのほかは流通関連業が1件となっております。

(3)の表は、平成23年度から27年度まで最近5年間の立地件数、それから最終雇用予定者数の状況であります。23年度以降の合計は、立地件数で156件、うち県外新規が48件、最終の雇用予定者数が6,263人となっております。

県といたしましては、23年度から26年度まで、この4年間の実績を踏まえて、27年度から30年度までの新たな4年間ににつきましては、件数で

合計で150件、うち県外新規が50件、最終雇用予定者数6,000人と、こういう新たな目標を掲げているところでありまして、引き続き目標の達成に向けて邁進してまいりたいと考えております。

(4)には、今年度立地した企業の一覧を掲載しております。

一番左の通し番号に○がついておりますのが、県外からの新規立地企業です。また、雇用予定の欄には、当初雇用予定者数と括弧書きで最終の雇用予定数を記載しております。詳細は、後ほどごらんいただければと存じます。

引き続きまして、25ページの2であります、企業の本社機能の拡充に係る認定状況についてであります。

9月の常任委員会で、企業の本社機能の地方移転等を促進するための、いわゆる地方拠点強化税制、これを企業が活用するための前提として、自治体に策定が求められた地域再生計画を国に提出したと御報告いたしました。こちらにつきましては、10月2日付で国の認定を全国第一陣で受けたところであります。

この地域再生計画に基づきまして、資料に記載のとおり、株式会社富士食品の特定業務施設整備計画を10月22日付で本県の第一号として認定いたしましたので、御報告をいたします。

株式会社富士食品は、宮崎市の和菓子製造業であります。事業の拡大に伴いまして、別の場所に新工場を建設することとなっております。その中で、総務部門などの本社機能も増員の上、新工場に移すというような計画であります。

今後とも、こうした本社機能の移転・拡充も含めまして、雇用の場の確保のために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

企業立地課は以上であります。

○福嶋観光推進課長 委員会資料の26ページをお開きください。

観光推進課からは、本県観光に係る経済効果等調査結果概要について御報告いたします。

まず、1の外国クルーズ船に係る経済効果等調査の概要についてであります。

(1)の調査概要につきましては、細島港、油津港に入港したスカイシー・ゴールデン・エラ、クァンタム・オブ・ザ・シーズ、ボイジャー・オブ・ザ・シーズの乗客を対象にアンケート調査を実施し、そのデータから、本県内での消費支出や経済波及効果等を算出・推計したものであります。

(2)の調査結果ですが、表にありますとおり、県内での推計消費総額は、スカイシーが3,392万円、クァンタムが5,823万円、ボイジャーが7,962万円となっており、寄港3回合計では1億7,176万円となります。

スカイシー及びボイジャーにつきましては、本県が最終寄港地であったこと、バスツアーのコースに大型商業施設が含まれていたことなどから、クァンタムと比較して乗客1人当たりの消費額が高くなっております。

また、この表にありますとおり、先ほどアのところから算出した推計消費総額に県内自給率を乗じた額と、各産業で誘発された生産額を推計し、その合計値を県内経済波及効果として算出いたしますと、下の表の右下になりますが、寄港3回合計で1億7,004万円となります。

次のページでございます。

ウの県内観光や受入体制の満足度につきましては、(ア)の調査結果のとおりであります。ページ中ほどの(イ)で調査結果から見えてくるものとしてまとめております。

食事など非常に高い満足度をいただいている

ものもある一方、商業施設における免税対応や外国語対応、Wi-Fi設置状況などの受入体制に課題が見受けられました。

全体を総括しますと、外国クルーズ船のお客様は爆買いとまではいかないものの、一定の消費行動があった結果となっております。

今後は、より一層県内経済の循環につなげるため、アンケート結果を、地元市町や関係事業者などと共有し、受入環境整備を進めるとともに、クルーズ船のさらなる誘致を図ってまいりたいと考えております。

次に、28ページをお開きください。

2の東九州自動車道(宮崎一大分間)開通に伴う観光動向調査の概要についてであります。

(1)の調査概要につきましては、川南パーキングエリアと道の駅北川はゆまに立ち寄った観光客を対象にアンケート調査を実施し、そのデータをもとに本県観光の実情を分析して、消費支出等を算出いたしました。

調査結果につきましては(2)のとおりであり、各項目の分析結果については、各表の右側に記載をしております。

アのアンケート対象者を見ると、半数以上が県外であり、イの高速道利用の目的では、県外客の60%以上が観光目的となっております。

また、ウの今回目的地とする観光地は、高千穂峡、青島神社といった観光地が高い人気となっており、エの今回の県内での滞在日数につきましては、県外客では1泊が最も多かったものの35%が日帰りとなっております。

29ページですが、オの観光旅行をする際に重視するポイントでは、ほぼ半数が食事と回答しており、カの観光旅行のきっかけとなる情報源につきましては、インターネットの旅行サイトが40%以上を占めております。

キの東九州自動車道の開通が今回のきっかけになったかという項目では、きっかけの一つも加えると65%以上がなっていると答えており、クの1人当たり平均消費金額では、県外客が高い傾向にあり、宿泊費や飲食費などにその傾向が顕著にあらわれております。

(3)の調査結果から見えてくるものとしましては、宮崎一大分間の東九州自動車道の開通は、近隣県在住者を中心に来県を促しており、今後さらなる誘客促進を図るためには、近隣県に加え、北部九州や中・四国地方への観光PR等を強化する必要があると考えております。

また、日帰り客が多いことから、滞在時間を延ばし、消費金額の増額につなげるため、周遊観光の仕組みづくりやオプションプランの新設等の取り組みも重要になると考えております。

次に、30ページをお開きください。

3のサーフィンに関する経済効果等調査の概要についてであります。

(1)の調査概要につきましては、宮崎市の木崎浜と日向市のお倉ヶ浜を訪れたサーファーを対象にアンケート調査を実施し、そのデータをもとに県内サーフ環境等を分析し、消費支出等を算出・推計したものであります。

調査結果につきましては、(2)に記載しておりますが、アのアンケート対象者につきましては、県外サーファーの割合が木崎浜で43.8%、お倉ヶ浜では78.9%を占めており、特に福岡県が多くなっております。

また、イのサーフィン歴につきましては、木崎浜が初心者から幅広く分布しているのに対し、お倉ヶ浜ではベテラン層の割合が高くなっております。

ウの今回のサーフィンの日程ですが、木崎浜の県外客では3泊以上が半数近くいる一方で、

お倉ヶ浜では、県内客、県外客とも日帰りが多くなっております。

次の31ページですが、エの宿泊場所につきましては、括弧書きで「上記エで宿泊」とありますが、大変申しわけございません、「上記ウで宿泊」との誤りでございます。修正をさせていただきたいと思っております。本当に申しわけございません。

このエでございますが、木崎浜ではホテル、旅館、お倉ヶ浜では車中泊の割合が高くなっており、オの当サーフポイントを選ぶ理由では、いずれも波の高さが突出しております。

また、カの宮崎でサーフィンをする主な月では、7～9月の夏場がピークと考えられる一方で、グラフの一番左、1年中という割合も高くなっております。

キの県内での年間推計消費支出につきましては、木崎浜においては、県外サーファーの宿泊数が多いこともあり、1人当たりの推計消費額がお倉ヶ浜よりもかなり高くなっております。

なお、その下の欄、県内での年間推計消費総額につきましては、今回の調査結果及び、県内サーフショップからいただいたデータをもとに年間に引き直して推計しており、参考値としての取り扱いとなります。

(3)の調査結果から見えてくるものとしましては、本県のサーフィン環境は通年で楽しめるもので、特に県外客においては、長期滞在及び大きな消費につながる観光資源であると言えます。

また、木崎浜、お倉ヶ浜の両ポイントで客層などの違いも見られることから、ターゲットを絞ってサーフィン環境をPRし、誘客を図るとともに、県内での消費額を高める取り組みを行っていくことが重要と思われれます。

本県観光に係る経済効果等調査結果については、以上であります。

続きまして、資料の33ページをお開きください。

みやざきMICE推進協議会の発足について御説明いたします。

まず、1の本県MICEを取り巻く現状につきましては、表にありますとおり、近年、件数は200件前後で、延べ参加者数は20万人強で推移しているところであります。

また、(2)にありますとおり、九州管内では、施設建設の動きが活発化してきているところであります。これは、MICEが大きな経済効果をもたらすとともに、情報発信にも資するため、本県では、これらの需要を取り込むため、観光振興計画においてMICEの推進を主要施策の一つに掲げたところであります。

2のみやざきMICE推進協議会は、(1)にありますとおり、誘致活動の主体であるみやざき観光コンベンション協会と大学や経済団体など関係機関との連携をさらに強化し、官民一体となって、本県へのMICE誘致の促進を図る趣旨で、先般立ち上げたものでございます。

3の今後の展開といたしましては、MICE戦略を策定して、ターゲットや誘致手法などを明確にするとともに、オールみやざきでの受入体制の強化やキーパーソンの招聘、官民連携による共同セールスなどに取り組むこととしております。

4には、今年度の主なMICEと来年度以降の予定について掲載しております。

一番下になりますが、平成30年度には、先日報道発表のありました延べ1万5,000人の参加が見込まれる\*日本青年会議所全国大会を初めとす

※37ページに発言訂正あり

る大規模MICEの開催が決定しております。

これらのMICEの受け入れに万全を期すことはもちろん、さらなるMICEの誘致についても推進協議会を中心に積極的に行ってまいりたいと考えております。

観光推進課の報告は以上でございます。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** 私からは、記紀編さん記念事業の今年度の取り組み状況について御報告をいたします。

委員会資料の前に、お手元に2つの種類の資料をお配りしております。

まず、1つ目、B5版のパンフレットですけれども、これは、本県の神楽を全般的に説明する資料がなかったものですから、今回改めて作成をしたものでございます。

それから、もう一つ、A4版の資料がございます。東京オリ・パラの開会式での天岩戸開き神話の再現など、本県の要望事項を取りまとめたものでございまして、あわせましてさまざまな場面で活用してまいりたいと考えております。内容については、後ほど、またごらんいただければと思っております。

委員会資料にお戻りいただきまして、まず41ページをごらんいただきたいと思います。私どもの現時点での取り組みの柱立てでございます。

左側の県外対策につきましては、認知度を上げる、そして誘客に結びつける。それから、右側の上のほうですが、県内対策につきましては、県民に知ってもらい、それから神話めぐりバスツアー、その下の今後本格化させる新たな取り組みとしましては、東京オリ・パラ、世界遺産といったような柱立てで取り組んでいるところでございます。

34ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、県内対策でございます。

1の神話めぐりバスツアーにつきましては、民間主体の運営に向けた検討も進めているところでありまして、現在3コースで予定しておりますけれども、もう一段の底上げが必要かなと考えているところでございます。

2の神話のふるさと県民大学につきましては、知る機会の拡大に取り組んでおりまして、(1)のリレー講座につきましては、昨年度2回実施であったものを今年度は7回。それから35ページの(3)記紀みらい塾でございますが、こちらにつきましても、昨年度6校実施しておりますものを、今年度は8校という形で取り組んでいるところでございます。

36ページをごらんいただきたいと思います。

3の神楽シンポジウムでございます。これは、県内のイベントを、できればやっていきたいという意味合いも含めまして、九州の神楽を知るシンポジウムを年明け2月に開催する予定でございます。

4の古墳文化に関する勉強会につきましては、世界文化遺産の可能性を探るといった意味も含めて、県と関係市町による会議をスタートさせたところでございます。

37ページをごらんいただきたいと思います。県外対策であります。

1の首都圏大学との連携につきましては、(1)の國學院については、神楽の世界遺産登録に向けた情報発信として椎葉神楽に、それから(2)の明治大学につきましては、2020年の東京オリ・パラでの神話再現に向けた情報発信として、高千穂神楽に行っていたところでございます。それぞれ満席に近い状況になりまして、関心は高いと感じたところでございます。

38ページをごらんいただきたいと思います。



(5) の大阪大谷大学であります。これは、関西地区での新たな展開といたしまして、本県の古墳文化の情報発信として取り組んだものでございまして、募集定員100名に対しまして、3倍を超える応募があったということで、関西でも関心の高さを感じたところでございます。

このページの一番下のほうに、2、九州国立博物館における神楽の講演とございます。

平成24年にスタートいたしまして、今回で4回目、かなり定着をしてくれていると感じておりまして、今回は椎葉村の嶽之枝尾神楽に行っていたところでございます。

39ページをごらんいただきたいと思えます。

4の雑誌社とのタイアップによるプロモーションでございます。

これは、新たな取り組みといたしまして、女子にターゲットを絞った誘客対策に取り組んでいるところでございまして、首都圏で女性に人気の高い雑誌「オズマガジン」とタイアップいたしまして、今年度は高千穂でしたけれども、宮崎の特集、それからBSでの放送、あるいは旅行展示会の出展等を実施したところでございます。

40ページをごらんいただきたいと思えます。

(2) のインターネット活用によるプロモーションでございます。

これは、ふるさと旅行券を活用した事業でございまして、①のネットキャンペーンにつきましては、県が入り口となる特設ページを開設し、市町村がそれぞれのページで誘導を図るというものでございます。

②のふるさと旅行券については、全県的に適用しておりまして、その下に、楽天トラベルとじゃらんネットの対前年比をそれぞれ表に掲げております。おおむね1割以上の伸びになって

いるという状況であります。米印にありますように、日向市につきましては、独自のクーポン券も発行していただいております。対前年比7割増という状況でございます。

これまでの取り組みの効果というものが、だんだん目に見えてきているものもあるのかなと思っております。引き続きブランディングあるいは誘客対策等に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

**○酒匂オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課からは、みやざきグローバル戦略骨子案につきまして、御説明をさせていただきます。

委員会資料の42ページをお開きください。

6月に、今年度策定を進めていくということをお報告いたしまして、今回、骨子案を取りまとめましたことから御報告をさせていただくものでございます。

まず、1の策定の考え方でございますが、近年、EUでの牛肉の輸入解禁や東京オリンピック・パラリンピック開催決定など、市場環境が変化してきております。

また、県内企業がターゲットとする国や地域が多様化していることなどがございまして、東アジアに軸足を置きながら、EUを初めとする世界市場にも視野を広げ、海外との交流拡大を図るため、現在のみやざき東アジア経済交流戦略を発展的に継承する「みやざきグローバル戦略」を策定するものでございます。

本戦略につきましては、未来みやざき創造プランを効率的かつ効果的に推進するものとして位置づけてもおります。

次に、2の目指す姿でございまして、この戦略は、世界に開かれ、世界とともに成長するみやざきの実現を目指すものでございます。

3の戦略の理念でございますけれども、外貨の獲得、ビジネスチャンスの創出による本県経済・産業の活性化及び経済のみならず文化、スポーツなど多様な分野での海外との交流拡大をこの戦略の理念としているところでございます。

4の計画期間でございますが、平成28年度からの5カ年間としております。

次に、5の施策体系でございます。この戦略は、戦略の柱というところで囲んでおりますけれども、5つの柱で構成をしております。上の段、海外への展開促進と海外からの誘致推進という外貨の獲得、ビジネスチャンス創出に直接的につながる施策を推進するとともに、それらを下支えするものとしまして、下の段、経済交流の基盤整備、グローバル人材の育成確保、海外との連携・多様な交流の促進を柱とする体系としているところでございます。

また、それを推進する体制といたしまして、県はもとより、ジェトロや産学官のオールみやぎきの体制で進めていくこととしているところでございます。

次のページをお開きいただければと思います。

次に、それぞれの戦略の柱ごとに、今後の取り組み方針と、新たにに取り組む展開例を御説明いたします。

まず、戦略1の海外への展開促進についてでございますが、ここでは、取り組み事項を「1 県内生産品の輸出促進」と「2 海外進出の支援」に整理しております。

1の県内生産品の輸出促進につきましては、輸出に取り組む環境づくりや商品力の強化などを図ることといたしまして、新たにジェトロ事務所の設置を生かした一貫した支援や県内商社の育成等に取り組むこととしております。

また、2の海外進出の支援につきましては、

現地の投資環境等に関する情報提供等を図ることといたしまして、投資セミナーや相談窓口設置、ファイナンス支援等に取り組むこととしております。

次に、戦略2の海外からの誘致推進につきましては、取り組み事項を「1 観光誘客の推進」、「2 みやぎMICEの確立」、「3 海外からの投資呼び込み」の3点に整理しております。

まず、1の観光誘客の推進では、受入環境の整備やターゲットを明確にした誘客促進等を図ることといたしまして、Wi-Fi整備やFIT対策、海外個人旅行の対策の強化等に取り組むこととしております。

また、2のみやぎMICEの確立では、MICE推進体制の整備などを図ることといたしまして、大型MICEの誘致やMICEアンバサダーの任命等に取り組むこととしております。

さらに、3の海外からの投資呼び込みでは、投資意欲のある企業の発掘などを図ることといたしまして、企業情報の収集や、本県投資環境のPR等に取り組むこととしております。

次に、戦略3の経済交流の基盤整備につきましては、取り組み事項を「1 航空ネットワークの維持・充実」と「2 海上ネットワークの維持・充実」に整理しております。

1の航空ネットワークの維持・充実では、新たな取り組みといたしまして、空港施設の受入環境の充実等に、2の海外ネットワークの維持・充実では、大型クルーズ船のファーストポート実現に向けた検疫体制の整備等に取り組むこととしております。

次に、戦略4のグローバル人材の育成・確保については、取り組み事項を「1 企業人材の育成・確保」と「2 学校教育・大学との連携による人材育成」に整理しております。

まず、1の企業人材の育成・確保では、実践的な産業人材の育成などを図ることとし、産学金官連携による、みやざきビジネスアカデミーの創設などに取り組むこととしております。

また、2の学校教育・大学との連携による人材育成では、新たに大学、県、経済界の連携による海外留学の促進等に取り組むこととしております。

最後に、戦略5の海外との連携・多様な交流の促進につきましては、海外自治体や関係機関との連携強化や、外国人受入環境の整備などを図ることといたしまして、海外自治体との積極的な連携協力や在住外国人の支援強化等に取り組むこととしております。

以上が骨子案の内容でございます。

もう一度、資料42ページにお戻りいただきまして、6のスケジュールでございます。

これまで、関係機関や学識経験者等との意見交換等を実施してまいりましたけれども、今後とも引き続き関係機関等の意見を伺いながら策定に努めまして、今年度中には、最終案を当委員会に御報告させていただくこととしております。

説明は以上でございます。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

**○西村委員** みやざき産業振興戦略の説明の中で、本県経済の現状というところがあって、四十何位というのがいっぱい並んで、まだまだ宮崎県の経済が弱いところはあるんですが、その中で、労働生産性が低い、47番目というのがあるんですけれども、付加価値を従事者数で割った金額となっています。これは、逆に考えると、本当は10人でやれる仕事を15人雇ってもらおうと、1人当たりの労働生産性が低くなるということも考えられるのか。または、例えば農家だった

り、1人とか家族でやっているところが家庭においての生産性が非常に低いから、どうしてもその金額を押し上げることができないと考えるのか。

どうやったらこの金額というのが上がっていくのか、機械とか効率性が上がっていけば上がっていくのかということも含めて教えていただければと思います。

**○日下商工政策課長** 本県の労働生産性が低いことの要因としては、幾つかいろいろ複合的な要因はあると思うんですけれども、まず一つは、次のページにもございますとおり、移輸出と移輸入の差——県際収支と呼ばれるようだけれども——これがマイナスになっているということによって、それだけお金が外に出ているというのが実情、というのが一つの要因としては考えられると思います。

それから、資料の15ページをお開きいただければと思うんですけれども、本県の産業構造を表とグラフで掲載をさせていただいているんですが、製造業のところをごらんいただきますと、全国よりも割合が低くなっている。製造業につきまして、一般に、いわゆる労働生産性はほかの産業と比べる高いと言われてますけれども、本県については、その製造業の集積が余りないというのがございます。

その一方で、例えば医療、福祉であるとか、そういった一般的にも労働生産性が低い産業の割合は全国と比べても高いという実情がございます。

すなわち、こういった産業構造の問題であったり、それから、先ほど申しましたような県際収支に代表されるように、県外に、いわゆる付加価値が高い商品であったり製品が出ていない、こういった状況がこの労働生産性の低

さの現状につながっているのではないかなと考  
えているところがございます。

○西村委員 わかりました。

○蓬原委員 よく言われることが、技術集約度、  
労働集約度、あとは知的集約、そういうもろも  
ろのことで技術が上がって、短時間に物をつく  
る能力が上がる、そして付加価値のあるものが  
できる。それが、いわゆる一つのサプライチェ  
ーンも含めて、全体の技術も含めて、底上げさ  
れたときに、恐らくこの地域の労働生産性が上  
がっていくんだろうと思います。

だから、企業城下町というのがありますけれ  
ども、例えばトヨタがあるとトヨタの周りに何  
万社という企業があって、かつては旭化成があ  
った周りにいっぱい中小企業があって、そうい  
う例というのはいろいろあるわけですが、ただ、  
そういう集約をいかにされるかっていうのが労  
働生産性を上げていくことにつながるんじゃない  
かなと思ってますけれどね。そのためには、  
今、合理化という言葉を使うけれど、できるだ  
け人手をなくしてロボットにしたりとか、機械  
化するというか、そういうことの作業性も必要  
なんでしょうね。

おっしゃったように、いわゆる県際収支です  
よね、そういう高付加価値のものは外から買わ  
ないといけないので、そういう付加価値の高い  
ものは外でつくっているから、本当は、そうい  
うものをこちらでつくればいいんでしょうけれ  
ども、その分、県際収支が悪くて……。平た  
く言うと、1時間当たりの、一つのものをつ  
くる時間がかかるということだろうと私は思いま  
すけれども。

○永山商工観光労働部長 おっしゃるとおり、  
労働生産性は低いというのは、別に無理して雇  
っているということではなく、やはり付加価値の

つけ方が、宮崎県の産業構造全体として低いと  
いうことに要因があって、そのためには、おっ  
しゃるように集積を高めていくこと、あるいは、  
できるだけ最終製品といわれる付加価値が高い  
ものをいかにつくっていくかと、これが製造業  
においては大きなポイントなんだろうと思っ  
ています。

それから、商業・サービス業についても労働  
生産性が低いということがありますんで、でき  
るだけ高い価値のものを県内の企業から買うと、  
商店から買うというところを進めて、あるいは  
それが売れるだけのサービス提供ができる商業  
をつくっていくということで、やっぱり労働生  
産性を高めていかなければならないんだろうな  
と思っております。

○横田委員 中核企業育成プロジェクトと書い  
てあります。この前、焼酎産業の人たちと意見  
交換をして、そのときに言われたんですけれど  
も、今、焼酎は全国1位の出荷額になってます。  
そういった成熟した産業をさらに伸ばすことで、  
周りの産業、例えばカンショとか加工用米とか、  
そこの振興にもつながっていくわけで、その核  
となる企業をさらに育てることで周りの産業も  
一緒に引っ張っていってもら、そういうのが  
大事だと言われたんですよ。まさに、ここに  
書いてあるとおりだと思いますので、核になる  
企業をしっかりと育てていただいて、ほかの産  
業も引っ張ってもら方向で頑張ってもらいた  
ければと思います。

○日下商工政策課長 本当おっしゃるとおりで  
ございます。しっかり核となるところが引き上  
げることで全体が引き上がっていくような形を、  
産学官と連携して、そういった体制をしっかりと  
整えていきたいなと考えております。

○高橋委員 労働生産性、これは、全ての産業

で捉えていいんですよ。だから、やはり今、横田委員がおっしゃったように、焼酎が出荷額1位だけれども、例えば、都城の某会社の原料は隣かな、そういったところもあるんですよ。だから、それこそ今、事業を進めていらっしゃる地域経済循環、後でまた質問出るかもしれませんが、中核的企業、ここがやっぱり大きいなと思いますので、私も質問しましたけれども、ぜひ、ここにしっかり取り組んでいただきたいということだと思います。

**○日下商工政策課長** おっしゃるとおり、地産地消も含めて、やはりしっかりと県内で調達をして、県内でお金を回していく、そういった意味では県外にお金が漏れ出さないようにする。そのために何ができるかというのが、まさにこの戦略の理念でございますので、おっしゃるような取り組みというのをしっかりと進めていきたいと思います。

**○蓬原委員** 31ページのサーフィンです。この前、スポーツ議連で沖縄に行きましたときに、あとはもうプライベートでケラマブルーで有名な渡嘉敷村、あそこにちょっと行きまして、村長さんと知り合いだったもんですから、村長さんと2時間ぐらい酒を交わしながら、ずっといろんなことを聞いてましたら、沖縄の島がいろいろあるんですけども、大体高齢化率が物すごく高いと。ところが、この渡嘉敷は、まだ細かく調べないといけないんですが、高齢化率が二十数パーセントだと自慢げにおっしゃるわけですよ。なぜかなと聞きましたら、そのケラマブルーに代表されるきれいな自然が残ってた。昔、リゾート法があったころ、やはりリゾート開発をしようという動きがあったんですけども、それに反対する動きがあって、結果としては、反対して自然が残っているから、その自然を、

いわゆるシュノーケリングだとか、スキューバダイビングで若者たちがいっぱい来て、そのままそこでスキューバダイビングの店を開いたり、指導するインストラクターの仕事をしたり、観光客が来るんで、そこに住みついたんですよ。住みつくと、さらに人がふえるから人が来るんで、高齢化率が非常に低いという話を聞いて、私は、これも一つの地方創生の、いわゆる自然を生かした地方創生と言っていいのかなと思うながら、また詳しく調べますけれども。そこでサーフィンなんですけど、宮崎県はサーフィンのメッカでもあって、いろんないい場所があるわけですよ。串間なんかでもそうだと思いますが、このサーフィンをすることによって、観光客もさることながら、このままここで宮崎に定住した人たち、横田議員も前、そういう旨の発言を何回かされたと思うんですけども、そのあたりの調査はされていないんですか。結構いらっしゃると思うんですけども。

**○福嶋観光推進課長** サーフィンのために移住をされたという方が、非常に宮崎県内多いというのはもう実感しているんですけども、そういう方とお話しする機会も多いんですが、数については、中山間・地域政策課のほうが、県を介して移住された方の数というのは調べていたやに思いますが、ちょっと内訳というか、サーフィンなのか農業なのか、ちょっとわからないんですけども、移住者そのものの調査はやっているというのと……。

**○蓬原委員** やってるか、やってないか。

**○福嶋観光推進課長** この調査では、移住に関してはやっておりません。

ただ、相当数ふえてきていると考えております。

**○蓬原委員** 一つの例として渡嘉敷ですが、宮

崎県としても、そういう自然を生かす移住の取り組みみたいなものを1回やってみると、おもしろい結果が出てくるかもしれないし、今後の何かの参考になるんじゃないかと思ったので、聞いたところでした。

あとは、26ページの観光に係る経済効果です。クルーズ船のイ、県内の経済波及効果1億7,000万とあるんですけども、これは、また福岡の話になりますが、福岡に行くとキャナルシティに連れていくんだそうですね。あそこにあるキャナルシティの中の中国資本のラオックスに行く。

したがって、ほとんどの資金は中国の人たちが博多に来て、中国のお店で物を買って、そして中国の資本家にお金は行って、バックマージンは2割、旅行者に行くという形で、じゃ、日本として、博多として受ける恩恵というのは、その仕入れ値だけの部分だという話を聞いたことがあって、確かにそうだろうなと。

この前もテレビでやってましたが、このラオックスというのは、結構全国的に大きく展開されているんですね。その発想で、例えば宮崎に来られたクルーズ船のお客さんたちは大半が、宮崎のある大手スーパーで物をお買い上げになるということを聞いてます。この大手というのは、当然県外資本なんですよ。ということは、さっきのラオックスと似たような形態じゃないかなと思ってて、確かに、ここに県内の経済波及効果1億何ぼ、これはこれでいいと思うんですけども、そのあたりの統計上の話なんですけど、どうなんです、その某大手スーパーの消費額というのは、この宮崎県の販売消費額に統計上、上がるんですか。

**○福嶋観光推進課長** 今回の調査は、乗客の方に、消費額をアンケートで聞いておまして、

どこで買ったかというのはわからないというのが、一つございます。

一方、日南市は、実際のホテルとかそういったお店にヒアリングをして、調査結果を出されているということでございます。

ただ、大型商業施設については、なかなかその金額がつかめないというようなことは聞いておまして、実際のところはわからないんですけども、今回の調査でもスカイシーとクァンタム、ボイジャー比べて、クァンタムだけが大型商業施設に行っていない関係で、乗客数が多かったにもかかわらず金額的には低い、1人当たりの消費単価を見ても出ているというのは、やはり大型商業施設で電化製品などを買われるところが上がるということなんだろうなというのは推測がつくところであります。

**○蓬原委員** だから、ここに来られて大型商業施設に行かれる、その他の施設に行かれる人も物を買われたのは、確かにこっだけお金を使われましたよ。問題は、いわゆる県内の経済循環システムという考え方をしたときに、それが本当に宮崎県に落ちている金かということの疑念ですよ。

ちょっと砕けた言い方しますが、我々よく冗談で、大店舗法がどうだったんだと話になるんですけども、中央からの吸い上げ施設だと。こっちに交付税流して、結果的にはそれを消費させて、また中央に吸い上げるシステムだとやゆして話すこともあるんです。申し上げたいのは、それはそれでもう今あるわけだから仕方ないにしても、いかに、ほかのこの県内に本当に金が落ちていくところで買っていただくというか、そういう施策が、これは知事の公約でもありません外貨を稼いで県内の経済循環をよくすることにつながるんだらうなと思ってまして。

ただ大店舗で買えば、統計上は出るけれども、本当にこれが、じゃ県内の経済循環の金になったかという疑問だなと思ってます。そのあたり、もうちょっと追及して、経済の専門家とか統計の専門家もいらっしゃるはずだから、分析していただくと、本当の経済効果というのが、経済循環ということも含めて見えてくるんじゃないかなと思っています。よろしくをお願いします。

**○福嶋観光推進課長** 委員のおっしゃることは、まさにそのとおりでありまして、私どもも今回の調査を通じて、県内にお金を落としてもらうにはどうしたらいいのかというのが少し見えてきた気がしております。

御指摘のように、例えば貴金属とか電化製品、これは県外資本、県外で生産されたものを買いますと、それは経済波及効果として県内に残りませんので、やはり食料品、もっと言うと、飲食店で飲食していただくというのが一番県内自給率を高めるということでございます。そういった方向で、地元の市町村ですとか、あるいは商店街の皆さんとかとお話をして、そういった品ぞろえ、飲食店に誘導するような方法、そういったものを考えていかないといけないんだろうなと、この調査結果を見て感じているところです。

**○蓬原委員** それで、ある人がおっしゃった言葉に、例えばスーパーほどの規模はつくれないけれども、みんなで、いわゆる中国の人たちがお買いになる爆買の対象品を地元の商店の人たちがそろえて、そこが免税ショップ的になって、そこで買ってもらえれば、あるいは地元の爆買対象となる商品を売ってる店に行くような手はずになっていくと、本当の意味で宮崎も潤うのにねという、そういう見方はみんなそろそろしてますよね。だから、ぜひお願いしたい

と思います。

あとは、22ページの条例改正です。

素早い対応をしていただいて、希望どおり来年の2月議会に上げていただくということでございますから、さぞかしこの商工会連合会の皆さん方がお喜びだろうと思ってまして、また会う機会がありますので、素早い対応であったということを御報告を申し上げておきたいと思えます。別に感想は要りません。

**○西村委員** 先ほどのクルーズ船の関連です。私、スカイシーが細島港に入ったときの入港式とかにも行かせていただいて、勝手に個人で行ったんですけれども、そのときにWi-Fiの文句がすごかったんですよ。それは、何か移動式のレンタルWi-Fiを持ってきて、それを何か所か置いてやったんですが、1つ当たりに10人しかつなげないとかそんなんで、後から来た人が「どうして、どうして」ってすごいものを見ました。それを目の当たりにすると、準備するほうも甘かったし、移動式がそのぐらいのキャパしかないというのは、もしかしたら知らなかったんじゃないかなと思ったんですが。その後、クアンタムとボイジャーが来たときには、このWi-Fiの設置状況についてよかったというのが上がってますよね、25%から32%、42%と。これは、すぐさま対応をしたということなのか、偶然だったのか、そこら辺は8月10日の失敗を受けて、すぐにやりかえたのかどうかというのはわかってますか。

**○福嶋観光推進課長** スカイシーのほうにつきましては、受けを日向市のほうで行っているということで、たしか、このとき初めてWi-Fiを準備されたのではないかと思います。

一方、クアンタムとボイジャーについては、中心は日南市でございますけれども、日南市を

初めとする10市町で対応をしたということなんです。一応、港に一つW i — F i のスポットを設けたというのと、各観光地にそれぞれ設けたと。あとは、船に残られた方が油津の商店街とかに出ていきますので、そこの大型商業施設などにW i — F i を準備したということで、日南市においては、観光地、行った先々でもかなりの数のW i — F i を設置していたということ。

それと、あとは移動式のW i — F i においても、ある程度能力的な違いといいますか、10人なのか30人なのかというのもあるかと思えます。そういったところで、日南のほうでは、さほどそういったクレームというのは聞かなかったと感じております。

**○西村委員** ありがとうございます。日南の取り組みのほうで、ちょっと先を行ったというか、細かくやってたということだと思んですが、これは1回失敗して、また次失敗したらいけませんので、日向市が最初失敗したというの、やはり昨年の失敗の引き継ぎがうまくいってなかったのかなと思いますので、ぜひ、また、これから県下全域に入ってくるクルーズ船の対策をしていただきたいと思えます。

**○松村委員** 1件だけ、ちょっと確認です。みやざきM I C E推進の中で、33ページ、九州管内の動向というところで、各県というか、市というか、新たなコンベンションのための施設をつくる動向があると書いてあるんですけども、ちなみに5,000人、3,000人とかこういう規模の施設というのは、これは民間ですか、それとも公設なんでしょうか。

**○福嶋観光推進課長** ちょっと調べる時間をいただきたいと思えます。

**○松村委員** わかりました。じゃ、後ほどでも結構です。

とにかく宮崎県もコンベンションとかM I C E誘致とかやっていますけれども、頼っているのはほとんどシーガイアだけですよね。ここも民間なんで、ここの動向というのは、将来的にいろいろ動きがあるでしょうけれども、なかなかわかんない中でやっているわけで、大きいところは多分、東京、福岡、大阪、それぞれ国際見本市会場とか、すごい設備があるんですよ。大きな規模の会場というのは、やっぱりある程度公的などころがしっかり押さえていく必要があるんじゃないかと思って。こういう新たな競争相手ができるのかなと、今これを見て、ちょっと私も心配していたんで、ちょっとお聞きしたところです。また情報として教えてください。

**○福嶋観光推進課長** 今、ここに上がっている4つのうち、長崎と熊本は市がこういった施設をつくろうとしているということのようです。

公設の施設となりますと、かなり莫大な費用も必要になるということで、私どもは、今ある資源を生かしてどれだけ良質なM I C Eを持つてくるかを一生懸命考えている状況でございます。

**○松村委員** 情報としてはわかりました。なかなかの競争相手になりますよね。

**○二見委員長** お昼に入りましたので、ここで一度休憩にしたいと思います。

1時10分に再開いたします。暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時8分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、その他の報告事項に関する質疑をお願いします。

**○横田委員** サーフィンについて、ちょっとお



尋ねします。

サーフポイントを選ぶ理由とかいうのもありますけれども、施設に対する満足度というか、アクセス道路とか、駐車場とか、そういったアンケート調査は全然したことないんですか。

**○福嶋観光推進課長** これは概要ということで、一部抜粋になってるんですけども、あわせて、あるとよいものということで聞いております。若干、木崎浜とお倉ヶ浜では傾向が違いますが、木崎浜ですと、あるとよいもののトップはシャワー、次が飲食店、3番目がトイレというのがお客様の御要望で、お倉ヶ浜のほうは、まず飲食店、そして更衣室、それと3番目が駐車場というアンケート調査が出ております。

ただ、例えば木崎浜のシャワーとかトイレ、それとお倉ヶ浜の駐車場につきましては、一応はある、ただ足りないのかもしれないということは、この調査で伺えるかなと感じております。

**○横田委員** もう随分前になるんですけども、一般質問で木崎浜のことでちょっと質問したことがあるんです。国道220号から浜まで行く道、堤防みたいなところだったんですけども、すごく狭いですよね。それと220号に案内板が全然ないんですよ。今も多分ないと思うんですけども、それを何とかできんもんかということで質問したことがあるんです。このオリンピックの要望書の中には、交通アクセスのよさとか書いてありますが、これは宮崎市が近いとか空港が近いとかそういった意味だと思っておりますけれども、国道からその浜まで、会場までがすごく狭い。あそこも何か改善しないと、こういった大きなイベントを呼び込もうというときにはちょっとマイナスになるんじゃないかなと思うんですよね。これは県土整備部のほうだとは思っておりますけれども、やはりそこらあたりもしつ

かりと考えると、これから対応をしていただけるといいなと思います。よろしく申し上げます。

**○高橋委員** 同じサーフィンの関係でお尋ねします。いわゆるオリンピックの追加種目で、宮崎は候補に近いんじゃないかなという思いがあるわけですよね、国際大会もやっている経験もあるわけで。そうすると、今度はこのサーフィン大会の事前合宿のときに、やはり宮崎の場合は、南北にサーフィンのポイントがいっぱいあるから、これは期待できるなと思いつつも、ただ、いっぱいポイントあるんでしょうけれども、例えば最低限必要な駐車場だったり、シャワーだったり、更衣室だったり、この辺の整備はほとんどされてませんよね。今から準備することは無駄金かもしれないから、そういうものを想定しながら、このオリンピックの誘致のときに、その辺まで考えて整備が必要になってくるなと思ってるものですから、その辺も想定されますかということでお尋ねするんですが。

**○福嶋観光推進課長** 県内には10を超えるサーフスポットがありまして、整備の状況はそれぞれだなど。木崎浜あたりですと、トイレ、シャワー、駐車場、休憩所、そういったところがある程度は整ってるんですけども、中には、やはりその辺がまだまだというところがございます。

例えば、市町村の御意向でこういったものを整備するという場合には、県のほうの総合支援事業とかの活用も可能であります。もし、こういうオリンピックの開催地に決まれば、そういったところにある程度目を向けていただけるというきっかけにもなると考えているんですけども、今回の調査結果でも非常に観光資源として有効なものだということがわかりましたので、ぜひ力を入れていきたいと考えております。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

○二見委員長 ほかに質問はありませんか。

○高橋委員 県内経済の概況と雇用情勢の関係で、有効求人倍率はよくなっているわけですが、正規と非正規の割合が6、4とか言っていましたね、こんなのは中身の数字はわかりますか。

○天辰地域雇用対策室長 10月の段階で1.11になっておりますけれども、この場合の正社員の有効求人倍率が10月段階で0.63となっております。この数字だけ出ております。

○高橋委員 じゃ、8月、9月は把握されてないんですね。

○天辰地域雇用対策室長 ちなみに、8月が0.59、9月が0.61になっております。

○高橋委員 わかりました。いわゆる正規の分の有効求人倍率は上がってきているということですから、いい数字だなと理解をしたいと思います。

宮崎県全体で、この概況説明があったときに、わずかだけれどよくなっているというのは、そういう個人消費も含めて説明があったわけですが、ただ、これは県内を細かく分析していくと、例えば7ブロックで見えていくと、いいところ、悪いところ、やっぱりあると思うんです。そんなのは、やっぱりつかみにくいんですね。

○日下商工政策課長 今回載せているものは日銀であるとか、宮崎財務事務所であるとかの調査結果を中心として抽出をさせていただいているところでして、その辺の調査の結果自体は、県全体のものが中心とはなっているところで、現時点では、その地域ごとにというところまでは必ずしも十分に把握はできていないのが実情ではあります。

○高橋委員 県内全体での指標、そういう状況を見ることはもちろん大事なんですけど、県内、

特に私の地元なんてのは、なかなか景気もよくななくて、今も忘年会のシーズンに入りましたけれども、余りいい話は聞かないものですから、そういったところの状況把握も、やっぱり細かくやっておく必要があるなということだけ申し上げておきます。

○蓬原委員 失業率の説明はないですよ。今、失業率の状況はどうなってるか、もしデータがあれば教えてください。

○天辰地域雇用対策室長 失業率につきましては、直近のデータは、毎月のデータ、全国のデータしか出ておりませんが、10月で3.1という数字が出ております。

ちなみに、26年の数字は全国が3.6、宮崎が3.2という数字が出ております。

○蓬原委員 この前、どこかの新聞でしたね、ミスマッチ失業率と、この失業率というのがあって、今、これ全国平均の話だったかと思うけれど、ミスマッチ失業率よりも、俗に言う、今おっしゃった失業率のほうが、今は低くなったということは、仕事を選びさえしなければ、仕事は必ずある状況であるという説明が、僕はミスマッチ失業率というのは初めて聞いたもんですから、どういう意味なのかなどと思いながら、漠然とわかったような気がしたんですけども。このミスマッチ失業率みたいなのも、今おっしゃった失業率の中とは別にもう一つ、統計上、そういうデータがあるんですか。

○天辰地域雇用対策室長 申しわけありません、そのミスマッチ失業率ということにつきましては、ちょっと承知しておりません。

○蓬原委員 それで結構です。僕もこの前初めて見た文字で、そういう説明がしてあったもんですから。私は、日経はとってないので、日経じゃないと思うんですけども、そんな記事が

ありました。また、後日わかったら、教えてください。

その失業率、今3.1ということですが、ここ数年の推移からすると、大体どういう状況なんですか。

○**天辰地域雇用対策室長** 全国ベースでいきますと、26年が3.6と言いましたけれども、その前にさかのぼりまして4.0、4.3、4.6と失業率は確実に低下しております。

○**蓬原委員** わかりました。

○**松村委員** 39ページ、神話、記紀編さんのところです。ターゲットは女性に絞ったという取り組みで、神話関係でもそうですが、以前、恋旅とかプロモーション的にはそういうところで女性を狙ったと思うんですけれども。これは、誘客対策、女子をターゲットにと書いてあるんですけれども、今どうなんでしょうか、この取り組みというか、恋旅からどう変わったのか。

そして、ほかの記紀編さん事業の取り組みとしては、どちらかという、ちょっとマニアックな歴史観に基づいた講演とかそういうところでやられているような気がするんですが、いわゆる日常的に宮崎に来ていただけるような女性客を狙った、ターゲットにしたものというのは、ここに書いてあるんですけれども、もう以前の恋旅のイメージと同じなんですかね。

○**松浦記紀編さん記念事業推進室長** ある意味、流れとしては、恋旅の神話版といいますか、そういう形で捉えておまして、以前恋旅でターゲットにしていた層の方々が、少し年数がたちましたので、大体20代から30代の働いている旅行意欲の旺盛な方々をターゲットにしていけば、かなり誘客につながるのではないかとという視点が一つあります。それから、そういった層については、例えばスピリチュアルとか、癒しとか

いうものを求める方々も多いというデータをいただいているものですから、そういうところでの新しい神話の展開としてやっていく可能性が高いのではないかとということで、この取り組みは今年度から始めたというものでございます。

これまでは、やはりコア層に訴えていくというところから広げていこうということをやっていたんですけれども、そろそろ、少しターゲットを広げていきたいなということでの取り組みでございます。

○**福嶋観光推進課長** 恋旅は、今のように、神話のほうに派生をしたということなんですけれども、これが今なくなっているというわけではございませんで、五旅という形で、花旅、波旅、ゆっ旅、日向神話旅、恋旅という形で県としても、全体としても進めているというところでございます。

○**松村委員** やっぱ女子ですよ。女子力というか、ターゲットはそこだと思いますんで、よろしく願いしておきたいと思います。

○**高橋委員** 34ページのバスツアーですが、県南・日南海岸コースの平均乗車人数は何人でしょうか。

○**松浦記紀編さん記念事業推進室長** 県南コースでよろしいでしょうか。

○**高橋委員** はい。

○**松浦記紀編さん記念事業推進室長** 平均で大体13ぐらいです。

○**高橋委員** 平均を聞かないと、うまく状況をつかめなかったものですから、聞いてみました。

それと、この県北・高千穂回遊バスの100円から500円、フリーが600円になってるんですが、何か途中下車とか、そういう意味なんですか。仕組みをもうちょっと教えてください。

○**松浦記紀編さん記念事業推進室長** 高千穂の

回遊バスについては、乗りおり自由で、神話のポイントを回っていくというような形でして、区間によっては100円、全部乗れば500円、あと1日乗り放題というのが600円という形になっております。

○高橋委員 わかりました。

県南の場合には食事がついているものですから、3,000円の料金の設定なんですけど、平均乗車人数を聞いて、これ、うまくいってるんじゃないかと思ったわけですけども。一応3月までの期間で設定してあるわけですけども、今検討されていると思うんですけど、いわゆる28年度の事業として継続されていくのかなど。県央・西都・西米良コースに調整中とありますように、検討されているようですから、引き続き実施されるのでしょうか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 神話めぐりバスツアーについて言いますと、ある程度採算ベースとか商業ベースでのお話に、もうそろそろなっていくてもいいのかなということがありまして、実は、昨年度1年間かけて、宮崎交通とかなり話をしてまいりました。

その中で、今年度、試験的に、例えば県南コースであれば定期観光バスを活用した形で1回やってみましょうと。それから、高千穂については、こういう回遊型の路線を設定をしてみましようということで、今年度は試験的な形なんですけれども、基本的には、それから、できればずっと続けていただくという形で、今進めているところでございます。

現時点での宮崎交通さんの評価としては、それなりにやっていけるんじゃないかという感触でお話を伺ってるところでございます。

○高橋委員 今の説明でわかりましたけれども、宮交単独で何とかできるのであれば、やってい

ただきたいなと思っています。

引き続きお尋ねしますが、県内啓発という部分で見ると、リレー講座にしても記紀みらい塾にしても、例えばリレー講座であれば宮崎市内中心で、延岡がぼつんとあるだけで、県西とか、特に都城、西諸あたりでの開催というのが、記紀みらい塾は昨年が6校だから、ここは聞いてみないとわかりませんが、県内の広がりを求めるのであれば、もう少し散っていったほうがいいんじゃないかという思いをしたんですが、その辺はどうでしょうか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 今、御指摘の件は、私どもも課題として認識しております。ただ、今年度はリレー講座について言うと、回数を拡大するという中で、例えば県立看護大であるとか、それから宮崎大学であるとか、産業経営大学だとか、そういったところと組んで、それぞれが独自でやっているものを一緒に統一テーマでやっという形を、ことしつくり上げたところでございます。

この次の展開として、これをどう広げていくのかというのが、これからの課題になるのかなと認識をしているところでございます。引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○横田委員 記紀編さん事業につきましては、幅広い事業展開をしていただいで、本当にありがたいと思っています。

この記紀みらい塾ですが、これは、こちら側から学校にお願いをして、こういう塾をされているのか、また、逆で、学校のほうから、ぜひ来てくれということで開いているのか、これはどちらなのでしょうか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 記紀みらい塾につきましては、スタート時点では、なかなか学校側にも認識されていないというところ

がありましたもんですから、こちらのほうから、ある程度お願いをして、開催をさせていただくという形をとっていたんですが、今年度からなんですけれども、各学校に御要望を伺って、希望を伺って、その中でその話が条件が合うものを選定をしていくという形でやっております。今年度は8校を予定しているんですが、もっと多くの御希望があったんですけれども、ちょっと講師の方がこの人ではないとだめだとかいうお話がありましたもんですから、今年度は8校という形になっております。こういった形をもっと広げていきたいなと思っているところでございます。

**○横田委員** 子供のころから日向神話を理解してもらうのはすごく大事なことだと思うんですね。ぜひ教育委員会とも連携しながら、もっともっと多く開講できるように頑張っていたきたいと思います。

それともう一ついいですか。

40ページのふるさと旅行券の件です。日向市が独自クーポン事業をやって70.3%の増加と書いてありますが、すごいなと思ったんですけれども、これは、県がやってるものと、どんなふうに違うんですか。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** 基本的には、県が旅行券事業というのをやっておりまして、それは全県下の宿泊施設について適用できる旅行券を発行しているものでございます。

日向市さんについては、独自に予算措置をされまして、県の旅行券がないときに日向市の旅行券が使えるという補完する形で発行していただいております。そういう形の予算措置がされているということが一つと、それから、日向市さんのほうで、インターネットでの取り扱いをしていなかった宿泊施設を契約をしていただ

くとか、そういう取り組みを实际していただきまして、それに合わせて旅行のパッケージを各ホテルとかにつくっていただくという作業をした結果として、こういう数字になっているのではないかなと考えるところでございます。

**○横田委員** このふるさと旅行券というのは、必ずしも全部が記紀編さん関係のことばかりじゃないですよ。この事業は、記紀編さん室のほうでやられているということなんですか。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** 旅行券事業全体としては、観光推進課のほうでされておられるんですけれども、私どもとしては、神話の関係で来県される個人旅行の方は非常に多いもんですから、インターネットとかそういったものの取り扱いは非常に有効じゃないかということで、ネットでの誘客の最初の入り口として神話を使うと。当然、食とかそういったものも入ってくるんですけれども、最初の入り口として神話を使うという形で、我々がやっているということでございます。

**○横田委員** この日向市の取り組みを見てもわかるんですけれども、やり方次第ではまだまだ伸びる可能性が十分あると思いますので、それこそ市町村と連携しながら、さらに上を目指すように頑張っていたいただければと思います。

**○高橋委員** 23ページの地域中核的企業に対する国の支援についてです。全額国費で、ひでじビールの支援は確定したということで、大変な御努力に感謝をいたしますが、ということは、一般財源で当初予算を措置しているわけだから、わかりやすい話が余ってしまうわけで、これを、恐らくこのままだと2月補正で整理をされるんだろうなと思ったもんですから、あえて聞くんですけれども。私はこの事業をすごく評価していますから、今2件ですよ、年度内にもう一

件何かアプローチできる企業がもしあれば、やはりこういう事業は早いほうがいいですよ、早く手を打って、動いてもらったほうがいいわけですから、そういったところを念頭に置いていらっしゃるらないか、お尋ねします。

**○野間産業振興課長** この交付金が採択されたことで、県のほうの当初予算で措置している予算のほうに余裕ができるんじゃないかということですが、おっしゃるとおりでございます。できるだけ有効に使うということで、認定もできるだけ早期にということか、行いたいとは思っております。そういう可能性のあるような企業さんにはお声かけもしたりしてはありますが、ちょっとまだ具体的な企業のめども立たない。公募するわけですが、ある程度めどをつけたいということもありまして、また、これから公募するということになりますと、企業さんのほうの事業計画というよりも、今年度中にどうかという兼ね合いもあります。ただ、おっしゃるとおり、できるだけ認定はやっていきたいということで考えておりますので、また、ちょっとそこところは検討させていただきたいと思っております。

**○高橋委員** 相手があることだから、その企業がしっかり認定できるような企業じゃないといけないわけで、いろいろ御苦労もあると思うんですけれども。それと、ほかからすると、その金をこっちに回せよとか、いろいろとあるんでしょうが、先ほどから議論になっています労働生産性を上げるためにも、この事業をしっかりと広げていくこと、しかも早く、大事だと思うので取り組みをお願いしたいと思っております。

**○横田委員** もう一回、記紀編さんでお尋ねします。オリンピックのオープニングセレモニーですが、これはすごいいいなと思って見

させてもらってるんですが、手応えはどうですか。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** 昨年度から、オリンピックの開会式で何かできるんじゃないかということで、オリンピックの組織委員会のほうにもお話に伺ったりはしているところでございます。

現時点での反応といいますと、まずはリオのオリンピックが終わってからという感じがありまして、まだ、そこまで本格的に動いているわけではないのかなと思っております。

**○横田委員** まだ随分先の話ですので、そういうことだと思うんですが、やっぱりもう繰り返し繰り返しアプローチすることは大事だと思いますので、引き続きの御努力をお願いします。

**○松浦記紀編さん記念事業推進室長** そういった関係者への働きかけということも当然必要なんですけれども、やはり神楽なり神話なりというものを首都圏でしっかり発信をしていくというのも一つの方法だろうと思っておりますので、そういう意味で、ちょっと先ほど御説明いたしましたけれども、國學院とか明治大学とかでの神楽の講演といったものもやったところがございます。その中では、もともと興味のある方が来られていると思うんですが、ほぼ満席の状態、かなり効果があるのかなと感じたところでございます。

**○二見委員長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、請願の審査に移ります。

請願第5—2号について、離職者訓練はどの

ような制度か、介護福祉士養成科の2カ年コースはどのようになっているものなのか、まず事業の御説明をいただきたいと思えます。

○久松労働政策課長 御手元に、きょうお配りしております介護福祉士養成に係る離職者訓練の実施状況という資料があるかと思えます。これに基づきまして、概要を説明させていただきます。

1の離職者訓練の概要ですが、(1)にありますように、この訓練は、公共職業訓練のうち雇用保険受給者等の離職者を対象として実施をされます職業訓練でございます。

図にありますように、県が国に提出した計画に基づきまして、国から県が委託を受けて、さらに県が専門学校等の民間に委託して訓練を実施しております。費用につきましては、全額国費となっております。

(2)にありますように、平成27年度の本県の定員枠は1,060名となっております。本年度の訓練は、事務・販売コースが640名など記載のとおりでございますが、請願に係る介護福祉士養成コース、2年コースについては80名という設定となっております。

2の介護福祉士養成科の実施状況でございますが、表にありますとおり、2カ年の養成コースのある県内の4つの施設で実施をしております。各校の定員は1学年10名ずつの計40名で、2年で80名ということになりますけれども、27年度の入学定員につきましては40名で、40名が入学している状況となっております。

○二見委員長 あと、介護福祉士コースの定員の決め方はどのようになっているのか、また、その定員増は可能なのかについても御説明お願いします。

○久松労働政策課長 これは国から得た情報で

ございますが、「現在、雇用情勢が改善する中で求職者も減少しており、定員枠自体をふやすことは現況では難しいけれども、県の全体枠の中で、コースごとの人数を調整することは可能である」という返事をいただいております。

今後、国と来年度計画の協議・調整を行う予定でございます。介護福祉士養成コースの定員につきましても、その過程の中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○二見委員長 ありがとうございます。

私のほうからいろいろお聞きしましたが、委員の皆様からの質疑はありませんでしょうか。

○高橋委員 確認になりますが、今おっしゃった県の定員枠の中で調整できるというのは、(2)のところで読み取ればいいんですよ、1,060名という定員になってるけれども。

○久松労働政策課長 定員につきましては、毎年国に申請しますので、現在の時点で28年度では、大体本年度と一緒にぐらいの定員が示されるんではないかと考えておりますので、この範囲の中で調整するということになります。

○二見委員長 いいですか。

○高橋委員 はい。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○福嶋観光推進課長 先ほどのMICEの説明の中で、説明の誤りがございましたので訂正をさせていただきますんですが、日本商工会議所と言うべきところを日本青年会議所という説明をいたしましたので、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○横田委員 例えば80名をもうちょっとふやそうとしたときに、この訓練施設の対応能力は大丈夫なんですか。

○久松労働政策課長 今、施設から聞いていま

すのは、その定員に対して、この訓練以外も含めて50%程度しか運用されていないと聞いておりますので、そのキャパ増につきましては可能であると思えますけれども、ちょっと地域的な需要も考えないといけないので、その辺の需要を含めて考えていきたいと思っております。

**○二見委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

---

午後1時51分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○函師県土整備部長** 県土整備部でございます。よろしくお願いいたします。

議案等の説明に入ります前に、お礼と御報告を申し上げます。

10月末の現地調査におきまして、一般国道448号、夫婦浦トンネル及び舳地区の道路災害復旧現場を調査をしていただきました。まことにありがとうございました。

調査先での御意見等につきましては、今後の業務の参考にさせていただきます。

続きまして、御報告でございますけれども、座って報告をさせていただきます。

まず、都市計画道路、日南一串間線の都市計画画手続でございます。

11月19日に都市計画審議会を開催をいたしまして、本年6月から着手をしておりました都市計画道路、日南一串間線の都市計画手続について御審議をいただき、原案のとおり承認をされました。河野副委員長、野崎委員におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

今後は、速やかに都市計画決定に関する告示の手続を行ってまいります。今後とも引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、旭化成建材株式会社におけるデータ流用等の問題についてでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長より御報告を申し上げますが、マスコミで報道されておりますように、横浜市の方譲マンションに端を発して、同社が全国で施工をした基礎ぐい工事の一部におきまして、データ流用等の問題があったところでございます。

本県におきます工事実績等も明らかになったところでありますが、今回の事案は、基礎ぐい工事の安全性や品質等の確保につきまして、再認識をさせられたものでございます。

今後とも、県民の皆様に安全・安心を提供できますように、業務を遂行してまいりたいと存じます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

県議会に提出しております資料、平成27年11月定例県議会提出議案及び平成27年11月定例県議会提出報告書のうち県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料に



まとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案といたしましては、「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」外1件につきまして、報告事項といたしましては、損害賠償額を定めたことにつきまして、最後に、その他の報告事項でございますが、細島港、宮崎港における津波避難施設の整備について外1件につきまして御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

**○二見委員長** 県土整備部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

**○佐野管理課長** 管理課であります。

まず、県土整備部の11月補正議案の概要について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の1ページをお開きください。

この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめた県土整備部の予算総括表であります。

今回の補正は、Cの列であります。事業別列の一番上、補助公共・交付金事業で1億1,880万8,000円の増額補正であります。

この結果、県土整備部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、D列一番下の欄に記載のとおり、709億2,073万5,000円となり、前年度同期との比較は、その右94.5%であります。

この補正額の内訳でございますが、右側の2ページをごらんください。

補助公共・交付金事業の一覧表であります。

表の中ほど、C列の上から2段目に記載のとおり、今回の補正は河川事業のみで、補正額は1億1,880万8,000円であります。この全額が河川課所管事業の補正でありますので、内容等につきましては、後ほど河川課長から御説明いたします。

次に、繰越明許費についてであります。3ページをごらんいただきたいと思っております。

一般会計繰越明許費補正の集計表であります。太線で枠囲みしております11月議会申請分の欄が、今回お願いしております繰越明許費であります。追加と変更(増額)の合計で46億3,832万1,000円となっております。

この結果、9月議会承認分と合わせました一般会計の繰越明許費は、18事業で、70億9,381万2,000円となります。

この繰り越しの内訳でございますが、4ページに追加でお願いしている12事業、また、次の5ページには、変更で増額します6事業について記載しております。

いずれの事業も、関係機関との調整や用地交渉、工法の検討に日時を要したことなどにより、発注の時期がおくれ、年度内の完成が困難となりましたことから、繰り越しをお願いするものであります。

次に、債務負担行為の追加についてであります。6ページをごらんください。

今回お願いしておりますのは、建築住宅課の県営住宅管理費の1件であります。

これは、県営住宅管理運営の指定管理料に関するもので、債務負担行為の限度額は1億8,190万円となっております。複数年契約に必要な後年度の予算について、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

補正議案につきまして、管理課からは以上で

あります。

**○土屋河川課長** 河川課でございます。当課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の白い厚めの冊子で御説明いたします。57ページをお開きください。

当課の補正額は、1億1,880万8,000円の増額をお願いしております。

補正後の額は、173億6,517万円となります。

補正の内容につきまして御説明いたします。59ページをお開きください。

上から5段目の(事項)公共災害関連河川事業費ですが、国庫補助決定に伴う1億1,880万8,000円の増額補正であります。これは、ことし4月の豪雨で被災しました串間市市木川の改良復旧及び、現在改良復旧に取り組んでおります川南町平田川の事業進捗を図るものでございます。

河川課は以上でございます。

**○上別府建築住宅課長** 建築住宅課でございます。委員会資料の7ページをお開きください。

議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第75条第3項の規定により、日向土木事務所、延岡土木事務所、西臼杵支庁管内27団地の県営住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものであります。

1の施設の概要は、記載のとおりであります。次期指定管理候補者につきましては、2にありますとおり、現在の指定管理者と同じ延岡日向宅建協同組合となりました。

次に、3の指定期間ですが、平成28年4月1日から3年間となります。

次に、4の選定概要ですが、(1)の公

募の状況の応募者につきましては、延岡日向宅建協同組合1社でありました。

(2)の指定管理候補者の選定につきましては、7ページから8ページにかけて記載のとおり、県で一次審査を行った後、指定管理候補者選定委員会が二次審査を行っております。

8ページの下(3)の審査結果ですが、採点は810点でした。

選定理由につきましては、最低基準点であります600点を超える得点を得たこと、事業計画等から判断しまして、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められることとあります。

次に、9ページをお開きください。5の指定管理候補者からの提案内容についてであります。

(1)の指定管理料は、平成28年度が年額5,990万円で、平成29年度及び30年度がそれぞれ6,100万円であり、3年間の指定期間では1億8,190万円となります。

また、(2)の収支計画は、記載のとおりであります。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、受付窓口の数や開業日が多く、受付時間も長いことなどから、手続等の利便性の向上が見込まれます。

また、緊急修繕が必要な場合に、連絡する業者を事前に周知することで、より早急な対応が可能となります。

建築住宅課は以上であります。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

**○高橋委員** 指定管理者の指定の選考審査の配点が100ですよね。満点が1,000点となっている、委員は5人ですが、そういったところをいま一度説明ください。

○上別府建築住宅課長 採点結果が1,000点満点となっておる件についてであります、この県北地区の指定管理者につきましては、平成22年度から導入しております、導入当初から、延岡市と同一指定管理者を選定してきております。

今回も合同で選定を行っております、募集要領で、最低基準点の設定につきまして、選定委員会各委員の県と市の採点合計が総配点の100分の60以上を満たすことという条件で募集をしております、採点結果も県と市と合わせた合計1,000点満点で記載したところでございます。

○蓬原委員 予算の執行状況に関してです。新年度が始まって、もう何カ月かなるわけですが、各種事業の発注状況は、例年に比べてどの程度なんでしょうか。あるところでは、ちょっとおくれるんじゃないか、仕事がどうも少ないように感じますがという生の声も聞いたところですけれども、それは地域の差があるのかもしれませんが、発注状況について、例年との違いをお聞かせください。

○佐野管理課長 27年度の公共事業の発注状況ということで、現在の状況を少し申し上げますと、県土整備部におきます10月末現在の公共事業の契約率は78.5%になっております。このうち、前年度からの繰越事業、これに限って率を出しますと97.6%ということになっておりまして、これについては大半の発注を済ませ、計画どおりに実施できていると考えております。

○蓬原委員 ということは、例年並みということの理解をしいいわけですね。

○佐野管理課長 参考までに、契約率でいきますと、平成26年が76.4%ということですので、若干昨年を上回っているという状況ではございます。

○蓬原委員 わかりました。

その地域の偏りっていうのがあるんじゃないですか。これは県の平均ですよ。

○佐野管理課長 はい。

○蓬原委員 一応確認のため、どこかの地域が特別におくれているとかはないんですね。

○佐野管理課長 申しわけありません、今、手元に資料がございません。

○蓬原委員 ないだろうと思います。期待します。

○二見委員長 よろしいですか。

○蓬原委員 はい。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に報告事項に関する説明を求めます。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。委員会資料の10ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、人身事故が1件、物損事故が3件の合計4件でございます。それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

まず、1番目の転倒事故につきましては、道路の山手川からの湧水により、滑りやすい状況になっていた歩道上で足を滑らせて転倒し、左膝の皿を骨折したものであります。

被害者は、自宅近くの現場の状況については、以前から滑りやすい状況にあると認識していたにもかかわらず、注意が足りずに転倒したものでありまして、被害者に注意義務違反の過失がありますので、8割の過失相殺を行っております。

す。

2番目の落石事故につきましては、道路上に落ちてきた石が直撃し、車両のフロントバンパー及び左スライドドアを損傷したものであります。本件は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりまして、過失相殺は行っておりません。

3番目の倒木事故につきましては、道路上に突然倒れてきた木に避けきれずに乗り上げて、車両の前面下にあるカバーを損傷したものであります。本件は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりまして、過失相殺は行っておりません。

4番目の倒木事故につきましては、道路上に倒れてきた竹が直撃し、車両のボンネット、ルーフパネルを損傷したものであります。本件は、その内容から運転者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は9,616円から14万4,202円となっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路のパトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいります。

道路保全課は以上であります。

**○上別府建築住宅課長** 建築住宅課でございます。委員会資料の11ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

車両損傷事故などに伴う損害賠償であります。これらの事案は、ことし8月25日未明に本県を襲いました台風15号によりまして、都城市の県営一万城南団地及び宮崎市の県営花ヶ島東団地

の一部建物の屋根材等が強風で飛散し、入居者及び近隣住民等の車両などに損傷を与えたものであります。

損傷を与えた相手方は、県営一万城南団地につきましては、資料の11ページから14ページ一番上の事案までの24名、県営花ヶ島東団地につきましては、14ページの下の方の2名となっております。

事案内容は、車両損傷事故のほか、近隣住居の樋、フェンス、県営住宅住戸内の雨漏りによるテレビの損傷事故となっております。

今回の損傷事故におきましては、周辺住宅等の屋根材が飛散していなかったこと、最大瞬間風速が、通常本県を襲う台風と同程度で想定外と言えなかったこと、また、屋根の被災状況を調査したところ、とめ金具や下地材の劣化が見られたことなどから、県に管理瑕疵があったものと判断し、記載の相手方と和解契約を締結したものであります。

損害賠償額は3万6,180円から108万9円までありまして、その合計は742万5,243円となり、一般会計予算の予備費を充用して支払ったところであります。表の右端に記載のとおり、10月21日に専決処分を行っております。

なお、事故の後に、県内全域の県営住宅を一斉点検し、劣化等不具合があるものについては、飛散防止の対策等を講じたところあります。

今後は、点検を強化し、より迅速かつ適切な修繕を行うとともに、経過年数に応じた計画的な改修を行っていくこととしております。

建築住宅課は以上であります。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

**○横田委員** 道路保全課の損害賠償の件です。一番上の転倒事故、これは湧水のために滑りや

すくなって、本人も注意不足で8割の過失相殺と言われましたけれども、この湧水が歩道のほうに流れてこなくなるような、何か手当をされたのかどうかをお尋ねします。

○**馴松道路保全課長** 道路上に、山手側から湧水があって水が常時あったということで転倒事故が発生したということですが、実はその前にも、土木事務所に、路面に湧水があるという相談があってまして、転倒事故の約半年ぐらい前に一回、ためますを土木事務所が設置しております。そして、残念ながら事故が発生したんですけれども、ためますがあっても、まだ湧水がなかなかうまく切れずに、やっぱり水が歩道上に流れているという状況がありましたので、その後、事故があって、側溝の敷設と、あとは擁壁の水抜き口から、歩道上を通らずに、ためますへ直接パイプをつなぐといいますか、そういった工事もあわせて実施したところです。

○**横田委員** それでもう、歩道のほうには来なくなつたということですか。

○**馴松道路保全課長** 3回ほど、状況を見ながら工事をしてますので、現在はそういう状況はないということです。

○**横田委員** 一回そういうことがあったところで、もう一回あったら、また何を言われるかわかりませんので、安全確保には努めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**二見委員長** ほかに質疑はありませんか。  
ないなら、私いいですか。

台風に関連しての、損害賠償の話です。先日も御説明をいただいたところだったんですが、きょう、この資料を見て、ちょっと思ったんですけれども、この台風は、たしか夜一番風が強かった台風ですよ。この相手方を見ると、近所じゃない方が結構何件かあるわけなんです、

これはどういうことなんでしょうか。たまたま、その日、そこに車をとめてたものなんですかね。

○**上別府建築住宅課長** 住所が違っている原因につきましては、自動車の所有者の名義が、例えば結婚された方の親御さんのままだったりとかで、それで相手方の住所地が遠くになったりしているものでございます。

○**二見委員長** たしか、この公営住宅の場合は、車両駐車場の確保というか、そこを登録しているわけなので、それとは不一致はなかったということなんですか。

○**上別府建築住宅課長** 駐車場の契約者につきましては、入居者の方が契約していらっしゃいますが、その契約で登録しているのが、その車ということで……。

○**二見委員長** 要するに、ナンバーに違いがあるとか、そういうわけじゃないですね。

○**上別府建築住宅課長** ではございません。

○**二見委員長** わかりました。

ほかになければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見委員長** それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○**蓑方港湾課長** 港湾課でございます。

細島港、宮崎港における津波避難施設の整備について御説明いたします。委員会資料の15ページをお開きください。

港湾において整備いたします津波避難施設について、このたび設計が終わり、工事に着手することになりましたので、御報告させていただきます。

まず、1の整備の目的であります。

本県の産業・物流・観光等の拠点であります重要港湾のうち、最大クラスの津波、いわゆるL2津波から避難する施設が近くにない細島港

の白浜地区に避難階段を、宮崎港の東地区と一ツ葉地区に避難高台を整備して、立地・利用企業の就労者やレジャー客など港湾利用者の安全を確保することを目的としております。

なお、油津港につきましては、港の周辺に避難スペースが確保されておりますので、港湾における新たな施設の整備は計画しておりません。

次に、2の津波避難施設の概要、(1)施設設計の考え方についてであります。

①の細島港、アの避難施設でございますが、臨港道路に接する牧島山に、L2津波に対して十分な高さに位置する中腹の通路まで上がる避難階段を設置いたします。

イの避難対象者ですが、現在立地・利用されている企業の就労者や来訪者としております。

具体的な位置等につきましては、16ページ的位置図をごらんください。

上のほうの航空写真の中央に牧島山と白枠で書いているところがございますが、この山の中腹の通路まで上るAとBの2つの階段を、白い長方形で示す場所に整備いたします。

完成イメージを右上に表示しております。

L2津波水位は標高13.8メートルが想定されており、避難先の通路との高さの関係を白字で示しております。

15ページにお戻りください。②宮崎港、アの避難施設についてであります。

周辺に避難場所がありませんので、L2津波に対して、地震による地盤の沈下や高台部での津波のせり上がり等を考慮しまして、高さを設定した避難高台を設置いたします。高台の面積は、避難者1名当たり1平方メートルを確保できるようにしております。

イの避難対象者ですが、東地区は、今後企業立地も見込んだ就労者等としております。一ツ

葉地区は、ビーチやマリナー、緑地の利用者等としております。

具体的な位置等につきましては、16ページ的位置図をごらんください。

下の方の航空写真に、避難高台を整備する場所を白い台形で示しております。完成イメージは、下のほうの右側の中ほどに、東地区の高台を、左下のほうに一ツ葉地区の高台をあらわしております。あわせて、津波水位と高台の高さ関係も図に示しております。イメージにありますように、高台に階段やスロープを設置する計画であります。

15ページにお戻りください。(2)の施設の概要についてであります。

細島港白浜地区は、2つの避難階段で避難対象人数は約400名となっております。どちらも幅1.5メートル、延長41メートルとなっております。活用する事業は、国の防災・安全交付金事業でありまして、事業費は約9,000万円で、本年度施工することとしております。

次に、宮崎港の3つの避難高台についてありますが、避難対象人数は、東地区が合わせて約1,700人、一ツ葉地区が約3,300人となっております。

一ツ葉地区はレクリエーション等に大勢の利用者が訪れた場合を想定しております。活用する事業は、同様に、国の防災・安全交付金で、全体事業費は約6億3,000万円で、東地区の施設Aを今年度施工し、残る2つの施設は来年度以降、平成30年度までに整備するという計画としております。

最後に、3の今後の予定であります。両港とも利用者となります立地企業などを対象としまして、今回工事を行う施設の工事説明会を行い、その後工事に着手する予定としております。

説明は以上でございます。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課でございます。委員会資料の17ページをお開きください。

旭化成建材株式会社がくい施工を行った工事について御報告いたします。

1のこれまでの経過であります。

10月22日に、旭化成建材株式会社が、全国で過去10年間にくい施工を行った建築物等3,040件の内訳を公表し、県内に25件の対象物件があることが判明しました。

10月26日には、同社から本県分の物件名等のリストの提供を受け、県営花ヶ島団地3号棟が対象物件に含まれていることが判明しました。

10月30日に、国土交通省が、再発防止対策等について、専門的見地から検討することを目的とした基礎くい工事問題に関する対策委員会を設置しております。

11月24日には、当初の調査から漏れていた12件を含む3,052件の調査結果が公表されたところでもあります。

次に、2の調査結果の概要であります。

表1は、対象物件の用途別の調査結果であります。全国と本県に分けて、件数を表にしております。

一番下の行の合計の欄をごらんください。全国の対象3,052件のうち、調査を完了したものが2,864件、このうちデータ流用等があったものが360件、不明なものが188件となっております。

続いて、右側の太線枠内の宮崎県内25件の状況であります。調査を完了したものが23件、このうちデータ流用等のあったものが3件、不明なものが2件となっております。

18ページをごらんください。

表2は、県内対象25件のうち、国の施設1件を除いた24件を管理者ごとに分類したものであ

ります。

左側の列が、公有、民有の施設区分で、真ん中の列が件数、備考欄に施設名等を記載しております。

公有施設が5件で、内訳は、県1件、宮崎市3件、延岡市1件となっております。民有施設は19件であります。

表の米印は、データ流用等があった施設を示しております。

公有施設では、宮崎市生目の杜遊古館の宿泊棟と体験学習棟の2件、民有施設では、工場・倉庫の区分に該当するもの1件があります。

次に、3の県営花ヶ島団地3号棟についての対応であります。

10月26日に、県営花ヶ島団地3号棟のくい施工を同社が行っていたことが判明しましたので、直ちに現地調査を実施するとともに、101本のくい全てについて施工データを1本ごとに照合するなどの確認作業を行いました。

これらの調査において、安全性に問題がないことが確認できましたので、10月29日にその旨を当該棟の全入居者にお知らせするとともに、結果を公表したところであります。

最後に、4の今後の対応につきましては、当該施設の所在地を所管する特定行政庁が行うこととなりますが、(1)のくい施工データの流用等が判明した施設3件につきましては、工事施工者等が行う安全性確認の結果について、国から示された検証要領に従い、その妥当性を判断し、結果を国に報告することとなります。

また、(2)のくい施工データが存在しない等の不明施設2件につきましては、工事施工者等と連携して、可能な範囲で安全性の確認に努めることとなっております。

建築住宅課は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○蓬原委員 避難施設について、例えば津波が来て、そこに避難できたとして、そこから内陸部というか、要は災害対策本部等への連絡をする場合のことも全然問題なく、携帯も通じる、無線も通じるという状況が確保されるんですよね。

○蓑方港湾課長 これは、まず避難するのが第一ということで、まず避難するというので、その後の状況についても、携帯がそういうときにはなかなか通じにくいとかいう状況もあるかもしれないけれども、そういう対応についても港湾のBCP等の訓練の中でも対応策を考えていくとともに、例えば細島港とかではNTTの有線回線を確保するとか、そういう対応とかとりながらやっていきたいと考えております。

○蓬原委員 一時的な水だとか、それから保温のための毛布類とか、そういう最低限のものがどこかに置いてあるとか、地下に埋めてあるとか、何かそういうこともあるんですか。ただの高台ですかね。

○蓑方港湾課長 今、考えておりますのは、トイレの関係とかが大変かもしれないということで、一応宮崎港の高台の上のところにあずまやというか、そういうものをつくるんですけれども、そのベンチの下に簡易トイレを設置するようなことを考えております。

○蓬原委員 東日本大震災のときに、男性はある程度いいとして、女性のトイレが非常に問題になったということがありましたよね。万が一、津波が来たとして、ここに多くの方が避難されたとして、レスキュー隊が来るまでの間、どうやってそこを過ごすかと。時間帯の都合もありますよね、季節の都合もあったりすると思うん

ですけれども、トイレのこととか、水をどうするかですね、あるんじゃないかなと、今、ぱっと見て思ったんで、そのあたりの備えはどうかかなということで聞いてみました。

ほかに何か、今考えている備え的なものは何か。例えば、ヘリが着くとか、水が引くまではそこで我慢してくださいという世界ですかね。

○蓑方港湾課長 当面は、避難場所を確保するというので、ヘリがとまる場所のスペース等までは考えていないところです。

○西村委員 この牧島山の細島のところは、今、上のほうの避難場所は、地域の方々も草刈りだとか整地に協力してボランティア的にやっていただいて、少しずつやってきたんですが、階段がないというところがネックだったんですけれども。非常にありがたいんですが、私もこの前の臨港道路を通るんですけれども、ここは非常にスピードを出して通られる、信号がないのもあるんですが、看板等を使って、ここに階段があるっていうのを言わないと。

例えば地震のときなんか、車で走ると気づかないときがありますよね。だから、避難者との事故が起こらないようにとか、あと、ここは夏場になると、物すごい木が茂るんですよね。木が茂って、場合によっては、その階段の入り口が非常に見分けがつかなくなる可能性があるんで、今度できてからの話になると思いますが、そのあたりもあわせて要望しておきます。

○蓑方港湾課長 今、委員がおっしゃられたようなことを考えられますので、その辺も含めて対応をきちんと行っていきたいと思っておりますと同時に、地域の企業の方々とともに、避難訓練とかも行いながら、その中においてもいろんな課題とかもその都度、毎年行っていきたいと考えておりますので、そういう中で、やっぱり課



題等も整理しながら対応していきたいと考えております。

**○河野副委員長** この避難施設は、平時はどういう使われ方がされるのでしょうか。

**○葺方港湾課長** 宮崎港に関しましては、特段の規制等は考えておりません。自由に上がることもできると考えております。

ただ、細島港の場合は、先ほどもちょっとありましたけれども、道路の横のところにありまして、非常時のみ利用するというのを考えておるところであります。

**○河野副委員長** 以前、委員会の視察で、公園化したところを視察させていただいたんですけれども。例えば、ちょっと管轄が違うかもしれませんが、避難訓練をするということで、先ほど答弁ありましたけれども、通常、この場所にこういうものがあるというのを意識するには、例えば視察したところは公園化しとって、いろんなものでその場所を意識させるというか、そういうことを提案されたことがありますけれども、そういう公園化的な、今後のものはあるのかなというのが、ちょっと確認したいところですが。

**○葺方港湾課長** 宮崎港に関しましては、普段から上がったたりすることができまして、そこが避難の場所ですよということを看板等とかで入り口とか上のほうとかにも設置して、そこはもう避難の場所だということを日ごろからお知らせできるのではないかと考えております。

あと、細島港は、先ほど西村委員もおっしゃられましたけれども、牧島山の上のほうの道自体が、地元の方々がそこを歩くことができ、港も見えるような形の整備もされております。

これについては、普段の入り口は、この避難階段ではなく両側から上げられるような形になっ

てまして、その道は普段から通れまして、その途中に避難階段とかありますので、それについても、そういうところは避難階段があると周知できるような看板等の設置とか行っていきたいと考えております。

あと、またあわせまして、この場所につきましては、市町村の津波避難対策緊急事業計画にも織り込んでおりますので、そういうところもあわせて周知等につながっていくんじゃないかと考えております。

**○二見委員長** ほかに質疑はありませんか。

**○横田委員** くい打ちのことです。この前、くい打ちする業者の人とちょっと話す機会があって、大変迷惑しているという話があったんですけれども。疑ったらきりが無いと思うんですが、もしかすると、ほかの業者にもあるかもしれませんよね。何かそういった対応とかはされているんですか。

**○上別府建築住宅課長** くい打ちの今回の問題につきましては、先ほど御報告した状況と、その後の11月27日に、くい製造業者等41社でつくるコンクリートパイル建設技術協会というところが会員各社のほうで調査を行った結果、あと6社がまたデータ流用等があったということを発表があったところでございます。

今後調査の対象工事がふえれば、また、そういったデータ流用等の件数もふえてくるとは思っております。

今後の対応につきましては、国のほうで対策委員会を設置して、原因究明と再発防止対策等の検討が行われておる段階ですので、そういった委員会の検討結果等を待って対応していきたいと思っております。

**○横田委員** この流用した理由は、例えば手抜きでちょっと経費を削減しようとしたことなの

か、それとも時間的なことがあって、やむを得ずほかのデータを使ってしまったと、どちらなんでしょうかね。

○上別府建築住宅課長 データ流用等ということになっておりますが、報道等の内容を詳しく見ますと、工事中に機械の故障あるいは動作の不良、記録機能電源の入れ忘れ、電池切れ等々でデータがちゃんととれなかったと、工事はやったけれどもデータがとれなくて、経過報告書がつくれなかったと。そういった事態を繕うためにデータ流用を行ったということも報道がありまして、実際くい安全に施工されているかどうかという問題とデータ流用等があったという問題は、若干意味合いが違うのかなと思っております。

○横田委員 必ずしも固い地盤まで届いていないとか、そんなわけじゃないと、届いているのがほとんどで、データだけがちょっと流用されてしまったということですよ。

この生目の杜の遊古館というのは、平屋じゃないかと思ったけれども、これは何階建てですかね。

○上別府建築住宅課長 平屋建てだったと思っております。

○横田委員 そうですよ。

平屋でもこんなくいを打たんといかんですか。ちょっと済みません、素人なんです。

○上別府建築住宅課長 宮崎市のほうから地盤調査のデータを少し見せてもらいましたけれども、建物を支えるに足るような地盤が10メートルとか、結構深いところで、しかも傾斜があったような土地でしたので、やはりくいを打って支える必要はあったかと思っております。

○横田委員 わかりました。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他で何かありませんか。

○西村委員 済みません、一般質問で聞こうと思ったんですが、ちょっとそぐわないかなと思ってやめたんですけれども。入札制度の中で、災害協定を結ばれている、例えば建設業協会だったり、いろんな団体があると思うんですが、そういう団体が、もちろん、いざ災害になってみないと、その人たちが本当に駆けつけられるかわからないんですけれども、せめて、その前の、例えば市であったり、県であったりのいろんな災害想定をしたときの訓練に参加しているのかどうか、もしくは、例えば一部の人だけしか参加してないとか、実際その災害協定を持っているところには優先して入札制度としてポイントが与えられているわけですから、そのことはどうなのかをちょっと伺いたと思います。

○木下技術企画課長 防災拠点につきましては、県全域で組織的に活動できるということを求めてまいりまして、協会のほうからは、年度初めに協力体制あるいは連絡網といったのをいただいているところでございます。

参加等については連絡をいただけていないところでございますけれども、ただ、今回8月に、県防災訓練が県南を中心に行われまして、日南・串間地区の建設業者さんを中心に、確認しましたところ、47社が参加をしているということで、参加率が約48%でございました。約半分の方々が参加されている状況でございました。

また、各事務所の発注機関単位でも防災訓練等されておりまして、各土木事務所あるいは港湾事務所等の訓練に関連する企業さん、約235社が参加をしているという状況でございました。

○西村委員 今、参加率が48%、それは一つの団体としては参加をしている、ただ、その参加

している中で48%の企業しか参加してないと。

ただ、入札制度のプラスマイナスのポイントになると全員にポイントが付与されるわけですから、それはちょっと参加しているところはまじめに来ている。参加してなくても入札制度のときは、入札に関してはプラスポイントがもらえるのはどうかという意見もちょっと出ておまして、そのあたりはやむなしということなんではないかな。

**○木下技術企画課長** 防災拠点の防災訓練の中身を見てみますと、参加されている方々が地区協会のそれぞれリーダーといいますか、そういった取りまとめの方がよく参加されておまして、そういった意味では、災害発生時の連絡体制の強化にはなっているのではないかなと思っているところがございます。

また、新燃岳とか、あるいは口蹄疫なんかでも建設業の方々いろいろな活躍していただいたんですけれども、こういった訓練のもとに、そういった成果が出ているのかなと多少思っているところがございます。

また、訓練の中では、そういった協力体制を組んで連絡体制をとる、あるいは協力体制をとるということで、メンバーの一人として組まれていて、実際そういった連絡網のメインの方たちが訓練に参加をして体制を組んでいるということがございますので、そういった体制ができるメンバーといいますか、そういったのを評価するというにしているものがございます。

**○西村委員** ありがとうございます。

あともう一点、そういう協定をしている、建設業協会だったら、その団体に加入している企業はいいんですが、加入してなくても、例えば土木事務所が行うボランティア活動であるとか、そういうところに熱心な企業というのは、ほか

にも、小さい零細企業が多いんですが、そういうところは一生懸命やるけれども、そういう協定がないからポイントがもらえないと。かわりに、ボランティア枠というのは、それはもう参加した企業は大体みんなもらえるんですが、そのボランティアをポイント化するのはいかなものかということも出ておまして、これはもう答えは結構ですが、一応これも頭の片隅に置いていただければと思います。

**○二見委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** では、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

---

午後2時54分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

ここで、皆様にお伺いします。本日の審査内容を踏まえ、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** 次に採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、あした行いたいと思います。開会時刻は1時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** では、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後2時55分散会

平成27年12月4日(金曜日)

---

午後1時28分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	二見	康之
副委員	長	河野	哲也
委員		蓬原	正三
委員		横田	照夫
委員		松村	悟郎
委員		野崎	幸士
委員		高橋	透
委員		西村	賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

総務課	主幹	河野	剛
議事課	主任主事	沼口	恭一郎

---

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、採決に移ります。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第12号、第15号から第17号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願についてであります。

請願第5—2号「介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願」の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

なお、この請願の請願事項1は、厚生常任委員会に付託されております。

御意見があれば、暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

---

午後1時30分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

請願第5—2号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

請願第5—2号については、採決の意見がございまして、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、請願第5—2号の賛否をお諮りいたします。請願第5—2号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手全員。よって、請願第5—2号は採択することに決定いたしました。

ただいま、請願第5—2号が全会一致で採択となりました。請願第5—2号は、意見書の提出を求める請願ですが、意見書の提出についてはいかがいたしましょうか。

暫時休憩します。

午後1時31分休憩

---

午後1時36分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。請願第5—2号は意見書の提出を求める請願になっておりましたが、意見書については提出しないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

---

午後1時38分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、皆様の御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については継続調査といたしたいと思いますのですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

---

午後1時42分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

1月28日木曜日の閉会中の委員会につきましては、午前9時から開会するという御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、以上で委員会を終了いたします。

午後1時43分閉会